

4 用語例

本計画で使用する用語等は、次のとおりとする。

表 地域等の標記

標記	説明
区市町村	東京都に属する全区市町村をいう。
島しょ	東京都の地域のうち、島しょ町村の所在する地域をいう。
島内	新島・式根島・神津島・利島内の地域をいう。
島外	新島・式根島・神津島・利島以外の地域をいう。

表 機関名等の標記

標記	機関等
村	新島村、神津島村、利島村
都	東京都
支庁	東京都総務局大島支庁
出張所	東京都総務局大島支庁新島出張所 東京都総務局大島支庁神津島出張所
警察署	新島警察署
駐在所	新島警察署 若郷駐在所
	新島警察署 式根島駐在所
	新島警察署 神津島北駐在所
	新島警察署 神津島南駐在所
	新島警察署 利島駐在所
新島消防団	新島村新島消防団
式根島消防団	新島村式根島消防団
神津島村消防団	神津島村消防団
利島村消防団	利島村消防団
火山監視・警報センター	気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センター
東京管区气象台	気象庁東京管区气象台
海上保安本部	海上保安庁第三管区海上保安本部
東海汽船	東海汽船株式会社
東京バス協会	一般社団法人東京バス協会
N T T 東日本	東日本電信電話株式会社
N T T 西日本	西日本電信電話株式会社
東京電力新島事務所	東京電力パワーグリッド株式会社 東京総支社島嶼業務センター新島事務所
N T T 新島サービス センタ	東日本電信電話株式会社 南関東東京事業部東京西支店設備部新島サービスセンタ

4 用語例

本計画で使用する用語等は、次のとおりとする。

表 地域等の標記

標記	説明
区市町村	東京都に属する全区市町村をいう。
島しょ	東京都の地域のうち、島しょ町村の所在する地域をいう。
島内	新島・式根島・神津島・利島内の地域をいう。
島外	新島・式根島・神津島・利島以外の地域をいう。

表 機関名等の標記

標記	機関等
村	新島村、神津島村、利島村
都	東京都
支庁	東京都総務局大島支庁
出張所	東京都総務局大島支庁新島出張所 東京都総務局大島支庁神津島出張所
警察署	新島警察署
駐在所	新島警察署 若郷駐在所
	新島警察署 式根島駐在所
	新島警察署 神津島北駐在所
	新島警察署 神津島南駐在所
	新島警察署 利島駐在所
新島消防団	新島村新島消防団
式根島消防団	新島村式根島消防団
神津島村消防団	神津島村消防団
利島村消防団	利島村消防団
火山監視・警報センター	気象庁地震火山部 <b>火山監視課</b> 火山監視・警報センター
東京管区气象台	気象庁東京管区气象台
海上保安本部	第三管区海上保安本部
東海汽船	東海汽船株式会社
東京バス協会	一般社団法人東京バス協会
N T T 東日本	東日本電信電話株式会社
N T T 西日本	西日本電信電話株式会社
東京電力新島事務所	東京電力パワーグリッド株式会社 東京総支社島嶼業務センター新島事務所
N T T 新島サービス センタ	東日本電信電話株式会社 南関東東京事業部東京西支店設備部新島サービスセンタ

修正前（令和2年10月） 本-1	修正後（令和5年9月） 本-2
<p><b>第1部 新島の概要</b></p> <p><b>第1章 基本情報</b></p> <p><b>1 自然条件・社会条件</b></p> <p>(1) 自然条件</p> <p>新島は、東京から南へ約160kmに位置し、東経139度15分、北緯34度22分、面積は22.97km<sup>2</sup>、南北11.5km東西2.5kmの二頭形台地状の島であり、富士山・箱根山から小笠原・マリアナ諸島に連なる活火山の一つである。南側には向山があり、300.8mの大嶺と坑火石を産出する石山等のピークがある。中央には本村集落、北には432mの宮塚山を境に若郷集落があり、2つのトンネルで結ばれている。</p> <p>式根島は、新島の南西5.0kmに位置し、東経139度13分、北緯34度19分、面積は3.67km<sup>2</sup>、南北2.3km東西3.0kmで、周囲12.2kmの海岸線は複雑に入り組んでいるが、島内は最も高い<sup>かんびきやま</sup>神引山が98.8mと起伏の少ない台地状の地形となっている。</p> <p>(2) 社会条件</p> <p>村の人口は2,720人、世帯数は1,383世帯である。地区別にみると、本村は<sup>ほんそん</sup>1,893人、若郷は304人、式根島は523人である（平成31年2月現在）。</p> <p>道路は、新島と式根島に1路線ずつの都道がある。都道211号線（若郷新島港線）は、本村と若郷をつなぐ重要な役割を担う。特に、平成15年度に完成した平成新島トンネルと若郷トンネルは災害に強い幹線道路として整備されている。また、都道237号線（式根島循環線）については、平成17年度に陸橋を含む道路が完成し、災害時の避難道としての役割を担う。さらに村道によって、新島では東西南北を縦横でき、式根島では周遊が可能な道路網の骨格が形成されている。</p> <p>本土から新島への交通は、海路と空路がある。海路は、竹芝桟橋からは高速船及び大型船、下田港からはフェリーで結ばれている。所要時間は、竹芝桟橋からは高速船で約2時間20分、大型船で約8時間30分、下田港からはフェリーで約2時間40分である。空路は、調布飛行場から飛行機で結ばれ、所要時間は約35分である。</p> <p>本土から式根島への交通は、海路があり、竹芝桟橋から高速船及び大型船で結ばれている。所要時間は、大型船は約9時間、高速船は約2時間20分である。季節航路として久里浜から高速船が運航しており、所要時間は約2時間である。下田からフェリーも運航しており、所要時間は約3時間15分である。また、新島から式根島への交通は、連絡船で結ばれ、所要時間は約15分である。</p> <p>来島者は、新島は年間約5万5百人、式根島は年間約2万6千人である。宿泊施設（ホテル・旅館・民宿、ペンション、キャンプ場）は、新島は36か所（総収容者数1,066人）、式根島は31か所（総収容者数900人）である（平成29年12月現在 新島村産業観光課調べ）。</p>	<p><b>第1部 新島の概要</b></p> <p><b>第1章 基本情報</b></p> <p><b>1 自然条件・社会条件</b></p> <p>(1) 自然条件</p> <p>新島は、東京から南へ約160kmに位置し、東経139度15分、北緯34度22分、面積は23.87km<sup>2</sup>、南北11.5km東西3.2kmの二頭形台地状の島であり、富士山・箱根山から小笠原・マリアナ諸島に連なる活火山の一つである。南側には向山があり、300.8mの大嶺と坑火石を産出する石山等のピークがある。中央には本村集落、北には432mの宮塚山を境に若郷集落があり、2つのトンネルで結ばれている。</p> <p>式根島は、新島の南西5.0kmに位置し、東経139度13分、北緯34度19分、面積は3.67km<sup>2</sup>、南北2.5km東西2.9kmで、周囲12.2kmの海岸線は複雑に入り組んでいるが、島内は最も高い<sup>ほんそん</sup>標高が100m程度と起伏の小さい台地状の地形となっている。</p> <p>(2) 社会条件</p> <p>村の人口は2,479人、世帯数は1,321世帯である。地区別にみると、本村は<sup>ほんそん</sup>1,750人、若郷は257人、式根島は472人である（令和5年3月現在）。</p> <p>道路は、新島と式根島に1路線ずつの都道がある。都道211号線（若郷新島港線）は、本村と若郷をつなぐ重要な役割を担う。特に、平成15年度に完成した平成新島トンネルと若郷トンネルは災害に強い幹線道路として整備されている。また、都道237号線（式根島循環線）については、平成17年度に陸橋を含む道路が完成し、災害時の避難道としての役割を担う。さらに村道によって、新島では東西南北を縦横でき、式根島では周遊が可能な道路網の骨格が形成されている。</p> <p>本土から新島への交通は、海路と空路がある。海路は、竹芝桟橋からは高速船及び大型船、下田港からはフェリーで結ばれている。所要時間は、竹芝桟橋からは高速船で約2時間20分、大型船で約8時間30分、下田港からはフェリーで約2時間40分である。空路は、調布飛行場から飛行機で結ばれ、所要時間は約35分である。</p> <p>本土から式根島への交通は、海路があり、竹芝桟橋から高速船及び大型船で結ばれている。所要時間は、大型船は約9時間、高速船は約2時間20分である。季節航路として久里浜から高速船が運航しており、所要時間は約2時間である。下田からフェリーも運航しており、所要時間は約3時間15分である。また、新島から式根島への交通は、連絡船で結ばれ、所要時間は約15分である。</p> <p>来島者は、新島は年間約5万5百人、式根島は年間約2万6千人である。宿泊施設（ホテル・旅館・民宿、ペンション、キャンプ場）は、新島は36か所（総収容者数1,066人）、式根島は31か所（総収容者数900人）である（平成29年12月現在 新島村産業観光課調べ）。</p>

2 新島火山の概要

2 新島火山の概要



図 新島、式根島の地形図(気象庁, 2013)



図 新島、式根島の色別標高図と標準地図の重ね合わせ (地理院地図より作成)

4 参考文献

文献名	備考
神津島地域の地質	一色直記(1982), 地域地質研究報告 (5万分の1地質図幅), 地質調査所, 75
新島地域の地質	一色直記(1987), 地域地質研究報告 (5万分の1地質図幅), 地質調査所, 85
式根島流紋岩質溶岩流にみられる二次火口と放出物	伊藤順一・谷口宏充(1996), 火山, 41巻, 171-179
伊豆, 新島および神津島における噴火災害の要因分析	伊藤順一(1999), 地球, 21巻, 417-423
新島向山火山西暦886年噴火-古文書記録との対比-	伊藤順一(1993), 文部省科学研究費重点領域研究「自然災害の予測と社会の防災力」研究成果, 125-134
日本活火山総覧(第4版)	気象庁(2013)
伊豆諸島, 神津島天上山と新島向山の噴火活動	杉原重夫・福岡孝昭・大川原竜一(2001), 地学雑誌, 110巻, 94-105
Identification and correlation of visible tephra in the Lake Suigetsu SG06 sedimentary archive, Japan: chronostratigraphic markers for synchronising of east Asian/west Pacific palaeoclimatic records across the last 150 ka	Victoria C. Smith, Richard A. Staff, Simon P.E. Blockley, Christopher Bronk Ramsey, Takeshi Nakagawa, Darren F. Mark, Keiji Takemura, Toru Danhara Suigetsu 2006 Project Members (2013), Quat. Sci. Rev., vol. 67, 121-137
伊豆諸島における9世紀の活発な噴火活動について-テフラと歴史史料による層序の改訂-	津久井雅志・斎藤公一滝・林幸一郎(2006), 火山, 51巻, 327-338
The 1965 Eruption of Taal Volcano	Moore, J.G., K. Nakamura, A. Alcaraz, The 1965 Eruption of Taal Volcano(1966), Science, vol151, 955-960
伊豆新島向山火山のベースサージ堆積物	横山勝三・徳永徹(1978), 火山, 23巻, 249-262
三宅島, 神津島, 新島周辺の過去の地震活動	浜田信生(2001), 地学雑誌, 110巻, 132-144
新島火山の噴火史	吉田 浩(1992), 日本火山学会講演予稿集, 2巻, 63

4 参考文献

文献名	備考
神津島地域の地質	一色直記(1982), 地域地質研究報告 (5万分の1地質図幅), 地質調査所, 75
新島地域の地質	一色直記(1987), 地域地質研究報告 (5万分の1地質図幅), 地質調査所, 85
式根島流紋岩質溶岩流にみられる二次火口と放出物	伊藤順一・谷口宏充(1996), 火山, 41巻, 171-179
伊豆, 新島および神津島における噴火災害の要因分析	伊藤順一(1999), 地球, 21巻, 417-423
新島向山火山西暦886年噴火-古文書記録との対比-	伊藤順一(1993), 文部省科学研究費重点領域研究「自然災害の予測と社会の防災力」研究成果, 125-134
日本活火山総覧(第4版)	気象庁(2013)
伊豆諸島, 神津島天上山と新島向山の噴火活動	杉原重夫・福岡孝昭・大川原竜一(2001), 地学雑誌, 110巻, 94-105
Identification and correlation of visible tephra in the Lake Suigetsu SG06 sedimentary archive, Japan: chronostratigraphic markers for synchronising of east Asian/west Pacific palaeoclimatic records across the last 150 ka	Victoria C. Smith, Richard A. Staff, Simon P.E. Blockley, Christopher Bronk Ramsey, Takeshi Nakagawa, Darren F. Mark, Keiji Takemura, Toru Danhara Suigetsu 2006 Project Members (2013), Quat. Sci. Rev., vol. 67, 121-137
伊豆諸島における9世紀の活発な噴火活動について-テフラと歴史史料による層序の改訂-	津久井雅志・斎藤公一滝・林幸一郎(2006), 火山, 51巻, 327-338
The 1965 Eruption of Taal Volcano	Moore, J.G., K. Nakamura, A. Alcaraz, The 1965 Eruption of Taal Volcano(1966), Science, vol151, 955-960
伊豆新島向山火山のベースサージ堆積物	横山勝三・徳永徹(1978), 火山, 23巻, 249-262
三宅島, 神津島, 新島周辺の過去の地震活動	浜田信生(2001), 地学雑誌, 110巻, 132-144
新島火山の噴火史	吉田 浩(1992), 日本火山学会講演予稿集, 2巻, 63
新島火山噴火緊急減災対策砂防計画(令和4年7月)	東京都建設局河川部(2022)
伊豆諸島、新島火山宮塚山イベント以降のテフラ層序と噴火史	小林 淳・青木かおり・村田 晶則・西澤 文勝・鈴木 毅彦(2020)火山, 65巻, 21-40

修正前（令和2年10月） 本-16	修正後（令和5年9月） 本-16
<p><b>第2章 想定される火山活動等</b></p> <p><b>4 火山ハザードマップ</b></p> <p>火山ハザードマップとは、各火山災害要因（大きな噴石、溶岩流等）の影響が及ぶおそれのある範囲を地図上に特定し、視覚的に分かりやすく描画したものである。また、火山ハザードマップに、防災上必要な情報（避難先等に関する情報、噴火警報等の解説、住民等への情報伝達手段等）を付加したものを火山防災マップという。</p> <p>新島火山では、「想定火口位置」、「大きな噴石」、「火砕サージ」、「火山灰（小さな噴石を含む。）」、「火砕流」について火山ハザードマップ（新島火山防災協議会，2018、2019）が作成されている。</p> <p>火山ハザードマップの一部を以下に示す。なお、想定火口位置は、火口が生じる可能性のある代表的な地点のひとつを示したものであり、このほかの範囲に火口が生じる可能性がある。</p> <p>※下図の電子データは、東京都防災ホームページから取得できる。  <a href="https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/005/835/H30kyougikai/niijima_n.pdf">https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/005/835/H30kyougikai/niijima_n.pdf</a></p>	<p><b>第2章 想定される火山活動等</b></p> <p><b>4 火山ハザードマップ</b></p> <p>火山ハザードマップとは、各火山災害要因（大きな噴石、溶岩流等）の影響が及ぶおそれのある範囲を地図上に特定し、視覚的に分かりやすく描画したものである。また、火山ハザードマップに、防災上必要な情報（避難先等に関する情報、噴火警報等の解説、住民等への情報伝達手段等）を付加したものを火山防災マップという。</p> <p>新島火山では、「想定火口位置」、「大きな噴石」、「火砕サージ」、「火山灰（小さな噴石を含む。）」、「火砕流」について火山ハザードマップ（新島火山防災協議会，2018、2019）が作成されている。「<b>降灰後の土石流</b>」については、東京都建設局河川部にて<b>プレアナリシス型リアルタイムハザードマップのシミュレーションが実施されている</b>。</p> <p>火山ハザードマップの一部を以下に示す。なお、想定火口位置は、火口が生じる可能性のある代表的な地点のひとつを示したものであり、このほかの範囲に火口が生じる可能性がある。</p> <p>※下図の電子データは、東京都防災ホームページから取得できる。  <a href="https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/023/260/niijima.pdf">https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/023/260/niijima.pdf</a></p>

5 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標である。

噴火警戒レベルが運用されている火山では、火山防災協議会で合意された避難計画等に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表し、市町村等の防災機関は入山規制や避難勧告等の防災対応をとる。



(令和元年7月, 気象庁)

レベル	警戒範囲	住民の対応	防災機関の対応
1	噴火警戒範囲	噴火警戒範囲内を避ける。	噴火警戒範囲を明示する。
2	噴火警戒範囲の周辺	噴火警戒範囲の周辺を避ける。	噴火警戒範囲の周辺を明示する。
3	噴火警戒範囲の周辺	噴火警戒範囲の周辺を避ける。	噴火警戒範囲の周辺を明示する。
4	噴火警戒範囲の周辺	噴火警戒範囲の周辺を避ける。	噴火警戒範囲の周辺を明示する。
5	噴火警戒範囲の周辺	噴火警戒範囲の周辺を避ける。	噴火警戒範囲の周辺を明示する。

(令和元年7月, 気象庁)

5 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標である。

噴火警戒レベルが運用されている火山では、火山防災協議会で合意された避難計画等に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表し、市町村等の防災機関は入山規制や避難指示等の防災対応をとる。



(令和3年12月, 気象庁)

レベル	警戒範囲	住民の対応	防災機関の対応
1	噴火警戒範囲	噴火警戒範囲内を避ける。	噴火警戒範囲を明示する。
2	噴火警戒範囲の周辺	噴火警戒範囲の周辺を避ける。	噴火警戒範囲の周辺を明示する。
3	噴火警戒範囲の周辺	噴火警戒範囲の周辺を避ける。	噴火警戒範囲の周辺を明示する。
4	噴火警戒範囲の周辺	噴火警戒範囲の周辺を避ける。	噴火警戒範囲の周辺を明示する。
5	噴火警戒範囲の周辺	噴火警戒範囲の周辺を避ける。	噴火警戒範囲の周辺を明示する。

(令和3年12月, 気象庁)

修正前（令和2年10月） 本-25		修正後（令和5年9月） 本-25	
<b>6 参考文献</b>		<b>6 参考文献</b>	
文献名	備考	文献名	備考
新島地域の地質	一色直記（1987），地域地質研究報告（5万分の1地質図幅），地質調査所，85	新島地域の地質	一色直記（1987），地域地質研究報告（5万分の1地質図幅），地質調査所，85
式根島流紋岩質溶岩流にみられる二次火口と放出物	伊藤順一・谷口宏充（1996），火山，41巻，171-179	式根島流紋岩質溶岩流にみられる二次火口と放出物	伊藤順一・谷口宏充（1996），火山，41巻，171-179
伊豆，新島および神津島における噴火災害の要因分析	伊藤順一（1999），地球，21巻，417-423	伊豆，新島および神津島における噴火災害の要因分析	伊藤順一（1999），地球，21巻，417-423
新島向山火山西暦886年噴火-古文書記録との対比-	伊藤順一（1993），文部省科学研究費重点領域研究「自然災害の予測と社会の防災力」研究成果，125-134	新島向山火山西暦886年噴火-古文書記録との対比-	伊藤順一（1993），文部省科学研究費重点領域研究「自然災害の予測と社会の防災力」研究成果，125-134
日本活火山総覧（第4版）	気象庁（2013）	日本活火山総覧（第4版）	気象庁（2013）
伊豆諸島，神津島天上山と新島向山の噴火活動	杉原重夫・福岡孝昭・大川原竜一（2001），地学雑誌，110巻，94-105	伊豆諸島，神津島天上山と新島向山の噴火活動	杉原重夫・福岡孝昭・大川原竜一（2001），地学雑誌，110巻，94-105
Identification and correlation of visible tephra in the Lake Suigetsu SG06 sedimentary archive, Japan: chronostratigraphic markers for synchronising of east Asian/west Pacific palaeoclimatic records across the last 150 ka	Victoria C. Smith, Richard A. Staff, Simon P.E. Blockley, Christopher Bronk Ramsey, Takeshi Nakagawa, Darren F. Mark, Keiji Takemura, Toru Danhara Suigetsu 2006 Project Members (2013), Quat. Sci. Rev., vol. 67, 121-137	Identification and correlation of visible tephra in the Lake Suigetsu SG06 sedimentary archive, Japan: chronostratigraphic markers for synchronising of east Asian/west Pacific palaeoclimatic records across the last 150 ka	Victoria C. Smith, Richard A. Staff, Simon P.E. Blockley, Christopher Bronk Ramsey, Takeshi Nakagawa, Darren F. Mark, Keiji Takemura, Toru Danhara Suigetsu 2006 Project Members (2013), Quat. Sci. Rev., vol. 67, 121-137
伊豆諸島における9世紀の活発な噴火活動について-テフラと歴史史料による層序の改訂-	津久井雅志・斎藤公一滝・林幸一郎（2006），火山，51巻，327-338	伊豆諸島における9世紀の活発な噴火活動について-テフラと歴史史料による層序の改訂-	津久井雅志・斎藤公一滝・林幸一郎（2006），火山，51巻，327-338
The 1965 Eruption of Taal Volcano	Moore, J.G., K. Nakamura, A. Alcaraz, The 1965 Eruption of Taal Volcano(1966), Science, vol151, 955-960	The 1965 Eruption of Taal Volcano	Moore, J.G., K. Nakamura, A. Alcaraz, The 1965 Eruption of Taal Volcano(1966), Science, vol151, 955-960
伊豆新島向山火山のベースサージ堆積物	横山勝三・徳永徹（1978），火山，23巻，249-262	伊豆新島向山火山のベースサージ堆積物	横山勝三・徳永徹（1978），火山，23巻，249-262
三宅島，神津島，新島周辺 の過去の地震活動	浜田信生（2001），地学雑誌，110巻，132-144	三宅島，神津島，新島周辺 の過去の地震活動	浜田信生（2001），地学雑誌，110巻，132-144
新島火山の噴火史	吉田 浩（1992），日本火山学会講演予稿集，2巻，63	新島火山の噴火史	吉田 浩（1992），日本火山学会講演予稿集，2巻，63
		新島火山噴火緊急減災対策砂防計画（令和4年7月）	東京都建設局河川部（2022）
		リアルタイムハザードマップデータベース作成委託（大島支庁管内）	東京都建設局河川部（2023）
		伊豆諸島，神津村における過去3万年間のテフラ層序と噴火史	小林 淳・青木かおり・村田 晶則・西澤 文勝・鈴木 毅彦（2020）火山，65巻，21-40

第2部 平常時からの備え

第2章 防災関連施設等

○新島村



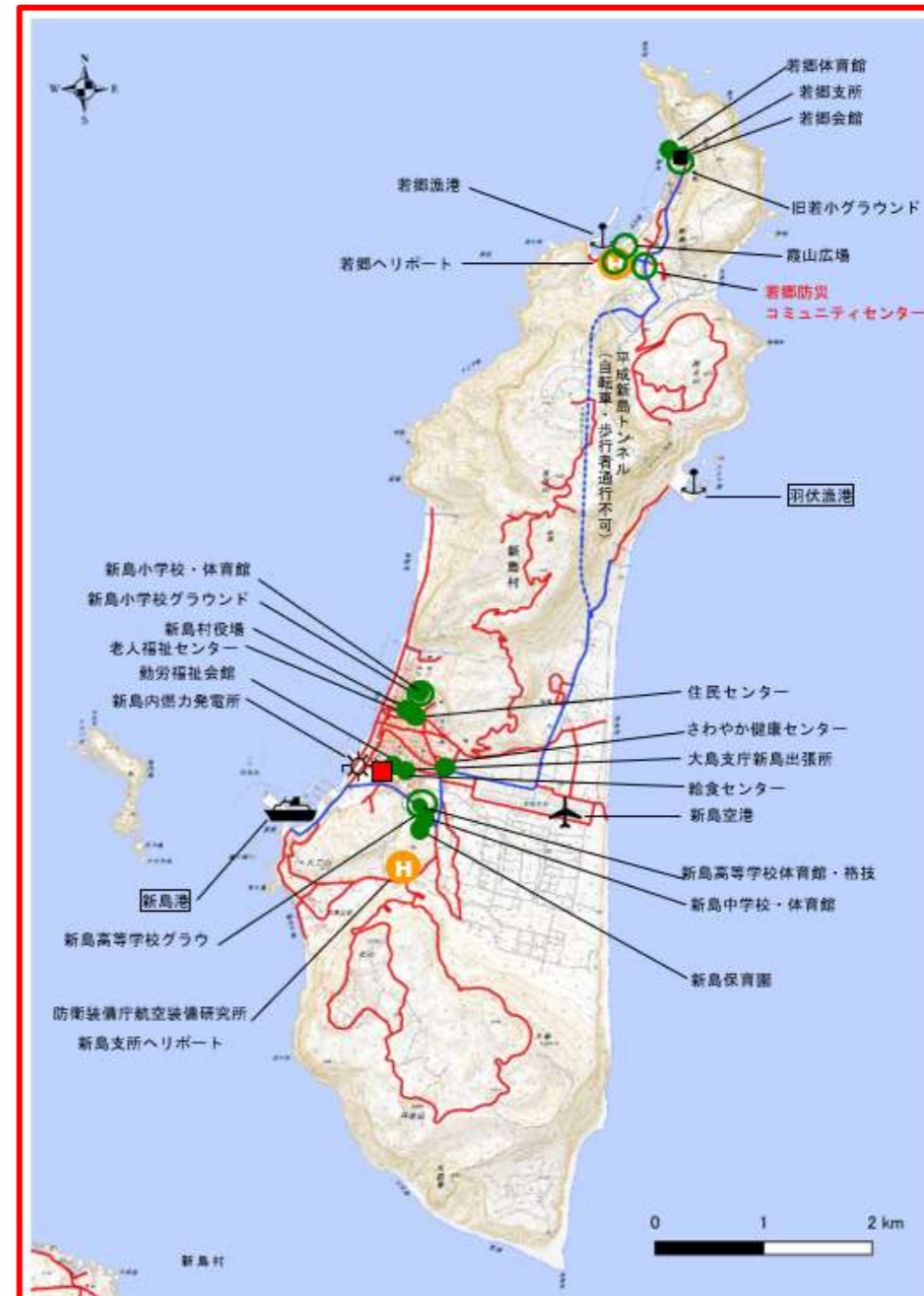
	都道		避難場所		港湾 ※□枠で囲っ
	主な村道等		避難所		漁港 た施設は大
	出張所		ヘリポート		空港 型船舶の接
	村役場・支所				岸が可能
					発電所

図 防災関連施設等の位置（新島）

第2部 平常時からの備え

第2章 防災関連施設等

○新島村



	都道		避難場所		港湾 ※□枠で囲っ
	主な村道等		避難所		漁港 た施設は大
	出張所		ヘリポート		空港 型船舶の接
	村役場・支所				岸が可能
					発電所

図 防災関連施設等の位置（新島）



### 第3章 防災関係機関等との連携

#### 1 コアグループ

コアグループは、地震、噴火に備え、日頃から情報を交換し、相互の密接な連携を図るため、新島村、神津島村、利島村、支庁（出張所）、警察署（駐在所）、新島消防団、式根島消防団、神津島村消防団、利島村消防団、東京管区気象台が共同で設置している。

表 コアグループの概要

構成員	新島村、神津島村、利島村 支庁（出張所） 警察署（駐在所） 新島消防団、式根島消防団、神津島村消防団、利島村消防団 東京管区気象台
-----	---

#### 2 新島火山防災協議会

新島火山防災協議会は、活動火山対策特別措置法に基づき、新島において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制を整備するため、都及び村が共同で設置している。

協議会には、協議会の所掌事務について連絡調整、事前協議等を行うため、幹事会を設置している。また、幹事会には、協議会の所掌事務の詳細検討のため、その検討内容に深く関与する機関実務者等による検討部会を設置することができる。

表 新島火山防災協議会の概要

構成員	会長	都知事		
	副会長	新島村長		
	委員	都	副知事、教育長、危機管理監、警視総監、消防総監、関係局長	
		新島村	新島村新島消防団長	
		利島村	利島村長、利島村消防団長	
		神津島村	神津島村長、神津島村消防団長	
		国	気象庁、東京管区気象台、関東地方整備局、関東地方測量部、第三管区海上保安本部、関東地方環境事務所、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊	
		火山専門家		
その他	新島観光協会、神津島観光協会、東海汽船、東京バス協会			
所掌事務	次のことについて協議等を行う。 ○ 警戒避難体制の整備に関すること。 ○ 避難施設の整備等に関すること。 ○ 防災訓練の実施に関すること。 ○ <u>避難勧告・指示</u> 、警戒区域の設定等に関する検討及び新島村への助言に関すること。 ○ 東京都防災会議からの意見聴取に関すること。 ○ 新島村防災会議からの意見聴取に関すること。 ○ その他必要と認められること。			

### 第3章 防災関係機関等との連携

#### 1 コアグループ

コアグループは、地震、噴火に備え、日頃から情報を交換し、相互の密接な連携を図るため、新島村、神津島村、利島村、支庁（出張所）、警察署（駐在所）、新島消防団、式根島消防団、神津島村消防団、利島村消防団、東京管区気象台が共同で設置している。

表 コアグループの概要

構成員	新島村、神津島村、利島村 支庁（出張所） 警察署（駐在所） 新島消防団、式根島消防団、神津島村消防団、利島村消防団 東京管区気象台
-----	---

#### 2 新島火山防災協議会

新島火山防災協議会は、活動火山対策特別措置法に基づき、新島において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制を整備するため、都及び村が共同で設置している。

協議会には、協議会の所掌事務について連絡調整、事前協議等を行うため、幹事会を設置している。また、幹事会には、協議会の所掌事務の詳細検討のため、その検討内容に深く関与する機関実務者等による検討部会を設置することができる。

表 新島火山防災協議会の概要

構成員	会長	都知事		
	副会長	新島村長		
	委員	都	副知事、教育長、危機管理監、警視総監、消防総監、関係局長	
		新島村	新島村新島消防団長	
		利島村	利島村長、利島村消防団長	
		神津島村	神津島村長、神津島村消防団長	
		国	気象庁、東京管区気象台、関東地方整備局、関東地方測量部、第三管区海上保安本部、関東地方環境事務所、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊	
		火山専門家		
その他	神津島観光協会、東海汽船、東京バス協会			
所掌事務	次のことについて協議等を行う。 ○ 警戒避難体制の整備に関すること。 ○ 避難施設の整備等に関すること。 ○ 防災訓練の実施に関すること。 ○ <u>避難指示</u> 、警戒区域の設定等に関する検討及び新島村への助言に関すること。 ○ 東京都防災会議からの意見聴取に関すること。 ○ 新島村防災会議からの意見聴取に関すること。 ○ その他必要と認められること。			

修正前（令和2年10月） 本-37	修正後（令和5年9月） 本-37
<p><b>第3部 避難計画</b></p> <p><b>第1章 基本方針等</b></p> <p><b>1 基本方針</b></p> <p>(1) 火山活動の状況に応じた避難                      避難は、気象庁が発表する「噴火警戒レベル」に基づき、「噴火ケース（島内における噴火・浅海（100m以浅）における噴火）」に応じて行う。ただし、次のことに留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火山活動は、噴火の規模や場所、噴火に伴い発生する現象が多様であり、さらに、これらが変化することがあるため、火山活動の推移に伴う避難行動への影響を考慮する必要がある。</li> <li>○ 新たに開く火口の位置によっては、ごく短時間で居住地域に影響が及ぶことから避難のためのリードタイムが短いため、迅速な避難が必要である。</li> <li>○ 火山活動の状況によっては、事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま突発的に噴火が発生する可能性があることや、必ずしも噴火警戒レベルが段階を追って引き上げられるとは限らないことに注意が必要である。</li> <li>○ 突発的に噴火が発生した場合は、噴石等から身を守るため、堅牢な建物等の少しでも安全な場所への避難が必要である。</li> </ul> <p>(2) 避難対象者に応じた避難                      避難は、住民を「一般住民」と「避難行動要支援者（社会福祉施設入所者及び入院患者を含む。）」に区分し、「来島者」を加えた3つの区分に応じて行う。なお、区分ごとの配慮や避難支援、避難時期の方針は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般住民のうち要配慮者については、避難対応や避難生活等において十分配慮する。</li> <li>○ 避難行動要支援者については、村、支庁（出張所）、警察署（駐在所）、消防団等の避難支援等関係者が連携して避難支援を行うとともに、避難に時間を要することから一般住民よりも早い段階で避難準備又は避難を行う。</li> <li>○ 来島者については、一般住民よりも早い段階で避難を呼びかける。</li> </ul> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者  <u>高齢者や障害者等</u>、避難行動や避難生活等において特に配慮を必要とする者</li> <li>・避難行動要支援者                      要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者                      ※本計画においては、社会福祉施設入所者及び入院患者を含む。</li> </ul> <p>(3) 島内避難と島外避難                      避難対象者の区分ごとの「島内避難」と「島外避難」の方針は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般住民については、避難対象地域が一部の居住地域である場合は「島内避難」、避難対象地域が全ての居住地域に及ぶ場合又は島内避難生活が困難な場合等は「島外避難」とする。</li> <li>○ 避難行動要支援者については、火山活動の状況等から必要な場合は「島外避難」とする。</li> <li>○ 来島者については、原則「島外避難」とする。</li> </ul>	<p><b>第3部 避難計画</b></p> <p><b>第1章 基本方針等</b></p> <p><b>1 基本方針</b></p> <p>(1) 火山活動の状況に応じた避難                      避難は、気象庁が発表する「噴火警戒レベル」に基づき、「噴火ケース（島内における噴火・浅海（100m以浅）における噴火）」に応じて行う。ただし、次のことに留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火山活動は、噴火の規模や場所、噴火に伴い発生する現象が多様であり、さらに、これらが変化することがあるため、火山活動の推移に伴う避難行動への影響を考慮する必要がある。</li> <li>○ 新たに開く火口の位置によっては、ごく短時間で居住地域に影響が及ぶことから避難のためのリードタイムが短いため、迅速な避難が必要である。</li> <li>○ 火山活動の状況によっては、事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま突発的に噴火が発生する可能性があることや、必ずしも噴火警戒レベルが段階を追って引き上げられるとは限らないことに注意が必要である。</li> <li>○ 突発的に噴火が発生した場合は、噴石等から身を守るため、堅牢な建物等の少しでも安全な場所への避難が必要である。</li> </ul> <p>(2) 避難対象者に応じた避難                      避難は、住民を「一般住民」と「避難行動要支援者（社会福祉施設入所者及び入院患者を含む。）」に区分し、「来島者」を加えた3つの区分に応じて行う。なお、区分ごとの配慮や避難支援、避難時期の方針は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般住民のうち要配慮者については、避難対応や避難生活等において十分配慮する。</li> <li>○ 避難行動要支援者については、村、支庁（出張所）、警察署（駐在所）、消防団等の避難支援等関係者が連携して避難支援を行うとともに、避難に時間を要することから一般住民よりも早い段階で避難準備又は避難を行う。</li> <li>○ 来島者については、一般住民よりも早い段階で避難を呼びかける。</li> </ul> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者  <b>高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人等</b>、避難行動や避難生活等において特に配慮を必要とする者</li> <li>・避難行動要支援者                      要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者                      ※本計画においては、社会福祉施設入所者及び入院患者を含む。</li> </ul> <p>(3) 島内避難と島外避難                      避難対象者の区分ごとの「島内避難」と「島外避難」の方針は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般住民については、避難対象地域が一部の居住地域である場合は「島内避難」、避難対象地域が全ての居住地域に及ぶ場合又は島内避難生活が困難な場合等は「島外避難」とする。</li> <li>○ 避難行動要支援者については、火山活動の状況等から必要な場合は「島外避難」とする。</li> <li>○ 来島者については、原則「島外避難」とする。</li> </ul>



## 第5章 避難情報

### 1 避難情報の発令

#### (1) 避難情報の発令

村長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民及び来島者の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、火山専門家の助言を受け、支庁長（出張所長）、警察署長、東京管区気象台長、関係機関の長と協議の上、災害対策基本法第60条に基づき、避難対象地域の住民等に対し、「避難準備・高齢者等避難開始」又は「避難勧告」もしくは「避難指示（緊急）」を発令する。

なお、「避難勧告」又は「避難指示（緊急）」を発令する場合において、必要があると認めるときは、立退き先を定めて発令する。

また、避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合は、屋内での待避等の安全確保措置の指示を発令する。

#### (2) 都への報告

村長は、避難情報を発令した場合、速やかに、支庁長（出張所長）を経由し、都知事（総務局）に報告する。

#### (3) 「避難準備・高齢者等避難開始」の発令基準

「避難準備・高齢者等避難開始」は、噴火警戒レベル4が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性がある場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

なお、新島村においては、噴火警戒レベル3が発表されるなど、居住地域近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性、もしくは噴火の発生がある場合には、「避難準備・高齢者等避難開始」の発令の有無にかかわらず、社会福祉施設、本村診療所、式根島診療所、避難行動要支援者、避難支援等関係者に「避難準備」を伝達する。

#### (4) 「避難勧告」・「避難指示（緊急）」の発令基準

「避難勧告」は、噴火警戒レベル5が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令し、緊急を要するときは「避難指示（緊急）」を発令する。

なお、島外避難は、次の判断要素から総合的に判断する。

表 島外避難の判断要素

区分	判断要素
島内全域における生命・身体への危険	<ul style="list-style-type: none"> <li>○陸域あるいは沿岸部及び浅海域での大規模な噴火（火砕流の発生、居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性</li> <li>○多量の火山灰堆積後の大雨による居住地域周辺での土石流発生の可能性</li> <li>○新島島内全域での震度5程度の有感地震の続発や顕著な山体変形による山体崩壊の可能性</li> <li>○大量の火山ガスの放出による重大な健康被害発生の可能性</li> </ul>
島内避難が困難・島外避難への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>○島内の避難所において避難者を収容することが困難</li> <li>○ライフライン等の被害により島内避難生活の維持が困難</li> <li>○気象や火山活動の状況により船舶の接岸や航行が不可能となる可能性</li> <li>○複数の避難港が被災し使用が不可能となる可能性</li> <li>○大量の火山灰の堆積や降灰後の大雨による土石流の発生等により避難港への移送が不可能となる可能性</li> </ul>

## 第5章 避難情報

### 1 避難情報の発令

#### (1) 避難情報の発令

村長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民及び来島者の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、火山専門家の助言を受け、支庁長（出張所長）、警察署長、東京管区気象台長、関係機関の長と協議の上、災害対策基本法第60条に基づき、避難対象地域の住民等に対し、「高齢者等避難」又は「避難指示」を発令する。

なお、「避難指示」を発令する場合において、必要があると認めるときは、立退き先を定めて発令する。

また、避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認める場合は、緊急安全確保措置の指示を発令する。

#### (2) 都への報告

村長は、避難情報を発令した場合、速やかに、都知事（総務局）に報告する。

#### (3) 「高齢者等避難」の発令基準

「高齢者等避難」は、噴火警戒レベル4が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性がある場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

なお、新島村においては、噴火警戒レベル3が発表されるなど、居住地域近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性、もしくは噴火の発生がある場合には、「高齢者等避難」の発令の有無にかかわらず、社会福祉施設、本村診療所、式根島診療所、避難行動要支援者、避難支援等関係者に避難の準備を伝達する。

#### (4) 「避難指示」の発令基準

「避難指示」は、噴火警戒レベル5が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

なお、島外避難は、次の判断要素から総合的に判断する。

表 島外避難の判断要素

区分	判断要素
島内全域における生命・身体への危険	<ul style="list-style-type: none"> <li>○陸域あるいは沿岸部及び浅海域での大規模な噴火（火砕流の発生、居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性</li> <li>○多量の火山灰堆積後の大雨による居住地域周辺での土石流発生の可能性</li> <li>○新島島内全域での震度5程度の地震の続発や顕著な山体変形による山体崩壊の可能性</li> <li>○大量の火山ガスの放出による重大な健康被害発生の可能性</li> </ul>
島内避難が困難・島外避難への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>○島内の避難所において避難者を収容することが困難</li> <li>○ライフライン等の被害により島内避難生活の維持が困難</li> <li>○気象や火山活動の状況により船舶の接岸や航行が不可能となる可能性</li> <li>○複数の避難港が被災し使用が不可能となる可能性</li> <li>○大量の火山灰の堆積や降灰後の大雨による土石流の発生等により避難港への移送が不可能となる可能性</li> </ul>

修正前（令和2年10月） 本-56	修正後（令和5年9月） 本-56
<p><b>2 避難情報の伝達</b></p> <p><b>(2) 避難情報の伝達内容</b>                      避難情報の伝達内容は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難の理由、可能性のある現象</li> <li>○ 避難対象地域</li> <li>○ 立入規制範囲</li> <li>○ 避難の切迫性</li> <li>○ 避難先</li> <li>○ 避難方法</li> <li>○ 携行品・服装の留意点</li> <li>○ 電気・ガス・水道の遮断、戸締り</li> <li>○ <u>ペット</u>の同行避難についての留意事項</li> <li>○ 近隣の住民等への避難等の呼びかけ</li> </ul>	<p><b>2 避難情報の伝達</b></p> <p><b>(2) 避難情報の伝達内容</b>                      避難情報の伝達内容は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難の理由、可能性のある現象</li> <li>○ 避難対象地域</li> <li>○ 立入規制範囲</li> <li>○ 避難の切迫性</li> <li>○ 避難先</li> <li>○ 避難方法</li> <li>○ 携行品・服装の留意点</li> <li>○ 電気・ガス・水道の遮断、戸締り</li> <li>○ <b>動物</b>の同行避難についての留意事項</li> <li>○ 近隣の住民等への避難等の呼びかけ</li> </ul>

修正前（令和2年10月） 本-71	修正後（令和5年9月） 本-71
<p><b>第6章 避難対応</b></p> <p><b>4 児童・生徒等の避難</b></p> <p>○新島村</p> <p>(1) 避難情報の伝達                  村は、児童・生徒等の在校中に<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>を発令した場合、保育園、小学校、中学校に避難情報を伝達する。                  支庁（出張所）は、生徒の在校中に<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>が発令された場合、高等学校に避難情報を伝達する。</p> <p>(2) 避難対応                  学校長は、児童・生徒等の在校中に村又は支庁（出張所）から避難情報の連絡があった場合、直ちに授業を中止し、保護者に連絡の上、帰宅の措置をとる。                  ただし、事態が切迫している場合には、島内避難の場合は避難先まで、島外避難の場合は避難港までバス等で移送する。</p> <p>○神津島村</p> <p>(1) 避難情報の伝達                  村は、児童・生徒等の在校中に<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>を発令した場合、保育園、小学校、中学校に避難情報を伝達する。                  支庁（出張所）は、生徒の在校中に<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>が発令された場合、高等学校に避難情報を伝達する。</p> <p>(2) 避難対応                  学校長は、児童・生徒等の在校中に村又は支庁（出張所）から避難情報の連絡があった場合、直ちに授業を中止し、保護者に連絡の上、帰宅の措置をとる。                  ただし、事態が切迫している場合には、島内避難の場合は避難先まで、島外避難の場合は避難港までバス等で移送する。</p> <p>○利島村</p> <p>(1) 避難情報の伝達                  村は、児童・生徒等の在校中に<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>を発令した場合、保育園、小学校、中学校に避難情報を伝達する。</p> <p>(2) 避難対応                  学校長は、児童・生徒等の在校中に村から避難情報の連絡があった場合、直ちに授業を中止し、保護者に連絡の上、帰宅の措置をとる。                  ただし、事態が切迫している場合には、避難港又はヘリポートまで車両等で移送する。</p>	<p><b>第6章 避難対応</b></p> <p><b>4 児童・生徒等の避難</b></p> <p>○新島村</p> <p>(1) 避難情報の伝達                  村は、児童・生徒等の在校中に<b>高齢者等避難、避難指示</b>を発令した場合、保育園、小学校、中学校に避難情報を伝達する。                  支庁（出張所）は、生徒の在校中に<b>高齢者等避難、避難指示</b>が発令された場合、高等学校に避難情報を伝達する。</p> <p>(2) 避難対応                  学校長は、児童・生徒等の在校中に村又は支庁（出張所）から避難情報の連絡があった場合、直ちに授業を中止し、保護者に連絡の上、帰宅の措置をとる。                  ただし、事態が切迫している場合には、島内避難の場合は避難先まで、島外避難の場合は避難港までバス等で移送する。</p> <p>○神津島村</p> <p>(1) 避難情報の伝達                  村は、児童・生徒等の在校中に<b>高齢者等避難、避難指示</b>を発令した場合、保育園、小学校、中学校に避難情報を伝達する。                  支庁（出張所）は、生徒の在校中に<b>高齢者等避難、避難指示</b>が発令された場合、高等学校に避難情報を伝達する。</p> <p>(2) 避難対応                  学校長は、児童・生徒等の在校中に村又は支庁（出張所）から避難情報の連絡があった場合、直ちに授業を中止し、保護者に連絡の上、帰宅の措置をとる。                  ただし、事態が切迫している場合には、島内避難の場合は避難先まで、島外避難の場合は避難港までバス等で移送する。</p> <p>○利島村</p> <p>(1) 避難情報の伝達                  村は、児童・生徒等の在校中に<b>高齢者等避難、避難指示</b>を発令した場合、保育園、小学校、中学校に避難情報を伝達する。</p> <p>(2) 避難対応                  学校長は、児童・生徒等の在校中に村から避難情報の連絡があった場合、直ちに授業を中止し、保護者に連絡の上、帰宅の措置をとる。                  ただし、事態が切迫している場合には、避難港又はヘリポートまで車両等で移送する。</p>

5 避難行動要支援者の避難

(1) 避難の基準

避難行動要支援者の避難準備、島内避難、島外避難は、次の場合に行う。

表 避難行動要支援者の避難の基準

村	区分	基準
新島村	避難準備	○噴火警戒レベル3が発表されるなど、居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性、もしくは噴火の発生がある場合
	島内避難	○ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> が発令された場合
	島外避難	○ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> が発令され、火山活動の状況等から島外避難が必要と判断した場合
神津島村 利島村	避難準備	○噴火警戒レベル4が発表されるなど、居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性、もしくは噴火の発生がある場合
	島内避難	○ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> が発令された場合
	島外避難	○ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> が発令され、火山活動の状況等から島外避難が必要と判断した場合

(2) 避難支援

避難行動要支援者の避難支援は、村、支庁（出張所）、警察署（駐在所）、消防団等の避難支援等関係者が連携して行う。

(3) 島内避難

○新島村

避難行動要支援者の島内における避難先は、協定を結んでいる新島はまゆう会特別養護老人ホームとする。なお、地域防災計画の改定により、福祉避難所が指定された場合は、福祉避難所を避難先とする。

避難先までは、村が関係機関と連携し、適切な手段により移送する。なお、家族等の支援者が移送する場合は、自家用車の利用を可とする。

○神津島村

避難行動要支援者の島内における避難先は、生きがい健康センターとする。ただし、収容できない場合は、開発総合センターに収容する。

避難先までは、村が関係機関と連携し、適切な手段により移送する。なお、家族等の支援者が移送する場合は、自家用車の利用を可とする。

○利島村

避難行動要支援者の島内における避難先は、村の指定する避難所とする。

避難先までは、村が関係機関と連携し、適切な手段により移送する。なお、家族等の支援者が移送する場合は、自家用車の利用を可とする。

(4) 島外避難

村は、避難行動要支援者の島外避難を判断した場合、支庁（出張所）を経由し、都（福祉保健局）に島外への移送を要請する。

島外への移送については、都（福祉保健局）と村で協議の上、適切な手段により移送することとし、都（福祉保健局・総務局）が関係機関に移送を要請する。

5 避難行動要支援者の避難

(1) 避難の基準

避難行動要支援者の避難準備、島内避難、島外避難は、次の場合に行う。

表 避難行動要支援者の避難の基準

村	区分	基準
新島村	避難準備	○噴火警戒レベル3が発表されるなど、居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性、もしくは噴火の発生がある場合
	島内避難	○ <b>高齢者等避難、避難指示</b> が発令された場合
	島外避難	○ <b>高齢者等避難、避難指示</b> が発令され、火山活動の状況等から島外避難が必要と判断した場合
神津島村 利島村	避難準備	○噴火警戒レベル4が発表されるなど、居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性、もしくは噴火の発生がある場合
	島内避難	○ <b>高齢者等避難、避難指示</b> が発令された場合
	島外避難	○ <b>高齢者等避難、避難指示</b> が発令され、火山活動の状況等から島外避難が必要と判断した場合

(2) 避難支援

避難行動要支援者の避難支援は、村、支庁（出張所）、警察署（駐在所）、消防団等の避難支援等関係者が連携して行う。

(3) 島内避難

○新島村

避難行動要支援者の島内における避難先は、協定を結んでいる新島はまゆう会特別養護老人ホームとする。なお、地域防災計画の改定により、福祉避難所が指定された場合は、福祉避難所を避難先とする。

避難先までは、村が関係機関と連携し、適切な手段により移送する。なお、家族等の支援者が移送する場合は、自家用車の利用を可とする。

○神津島村

避難行動要支援者の島内における避難先は、生きがい健康センターとする。ただし、収容できない場合は、開発総合センターに収容する。

避難先までは、村が関係機関と連携し、適切な手段により移送する。なお、家族等の支援者が移送する場合は、自家用車の利用を可とする。

○利島村

避難行動要支援者の島内における避難先は、村の指定する避難所とする。

避難先までは、村が関係機関と連携し、適切な手段により移送する。なお、家族等の支援者が移送する場合は、自家用車の利用を可とする。

(4) 島外避難

村は、避難行動要支援者の島外避難を判断した場合、支庁（出張所）を経由し、都（福祉局）に島外への移送を要請する。

島外への移送については、都（福祉局）と村で協議の上、適切な手段により移送することとし、都（福祉局・総務局）が関係機関に移送を要請する。

修正前（令和2年10月） 本-75	修正後（令和5年9月） 本-75
<p><b>8 避難に際し住民のとりべき対応</b></p> <p>避難に際し住民のとりべき対応は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事前に、避難が必要となる状況、一時集合場所・避難場所・避難所等を防災マップ等で把握しておくこと。</li> <li>○ 事前に、避難の際の携帯ラジオ等の非常用持ち出し品を準備しておき、避難の際は、混乱を避けるため制限を守ること。常備薬等の医薬品は、避難が長期にわたる可能性も含め、十分な量を携帯すること。</li> <li>○ 避難の前には、必ず火気器具は消火を確認し、ガスはボンベのバルブを閉め、電気はブレーカーを切る等出火を防止すること。</li> <li>○ 避難の際は、頭巾・ヘルメット、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスクを着用すること。</li> <li>○ 避難の際は、避難誘導者（村職員、警察官、消防団員）等の引率者の指示に従うこと。</li> <li>○ 避難の際は、近隣への声かけ、村、支庁（出張所）、警察署（駐在所）、消防団等の避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者の避難支援等、互いに協力して全員が安全に避難できるようにすること。</li> <li>○ 島外へ自主避難をする場合は、村に連絡先等を報告すること。また、空港や港に自家用車を放置せず、移動にあたっては村有バスで移動すること。</li> <li>○ <u>ペット</u>と同行避難する場合は、第7章3に定める留意事項を守ること。</li> <li>○ 行動は冷静に行い、不確実な情報に惑わされないよう注意すること。</li> </ul>	<p><b>8 避難に際し住民のとりべき対応</b></p> <p>避難に際し住民のとりべき対応は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事前に、避難が必要となる状況、一時集合場所・避難場所・避難所等を防災マップ等で把握しておくこと。</li> <li>○ 事前に、避難の際の携帯ラジオ等の非常用持ち出し品を準備しておき、避難の際は、混乱を避けるため制限を守ること。常備薬等の医薬品は、避難が長期にわたる可能性も含め、十分な量を携帯すること。</li> <li>○ 避難の前には、必ず火気器具は消火を確認し、ガスはボンベのバルブを閉め、電気はブレーカーを切る等出火を防止すること。</li> <li>○ 避難の際は、頭巾・ヘルメット、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスクを着用すること。</li> <li>○ 避難の際は、避難誘導者（村職員、警察官、消防団員）等の引率者の指示に従うこと。</li> <li>○ 避難の際は、近隣への声かけ、村、支庁（出張所）、警察署（駐在所）、消防団等の避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者の避難支援等、互いに協力して全員が安全に避難できるようにすること。</li> <li>○ 島外へ自主避難をする場合は、村に連絡先等を報告すること。また、空港や港に自家用車を放置せず、移動にあたっては村有バスで移動すること。</li> <li>○ <b>動物</b>と同行避難する場合は、第7章3に定める留意事項を守ること。</li> <li>○ 行動は冷静に行い、不確実な情報に惑わされないよう注意すること。</li> </ul>
修正前（令和2年10月） 本-75	修正後（令和5年9月） 本-75—本76
<p><b>第7章 避難に伴う対応措置</b></p> <p><b>3 <u>ペット</u>の同行避難</b></p> <p><u>ペット</u>は、同行避難を可とする。</p> <p>なお、<u>ペット</u>の所有者に対する同行避難についての留意事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難の際は、リード・首輪を装着し、ケージやキャリーバッグに収容すること。</li> <li>○ <u>ペット</u>用の餌、水、食器、トイレ用品等の<u>ペット</u>用品を携行すること。</li> <li>○ 避難所では、指定された飼養スペースにおいて、自己責任で飼養すること。</li> <li>○ 避難所の管理者、現地動物救護本部等の指示に従い、適正な飼養に努めること。</li> </ul>	<p><b>第7章 避難に伴う対応措置</b></p> <p><b>3 <b>動物</b>の同行避難</b></p> <p><b>動物</b>は、同行避難を可とする。</p> <p>なお、<b>動物</b>の所有者に対する同行避難についての留意事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難の際は、リード・首輪を装着し、ケージやキャリーバッグに収容すること。</li> <li>○ <b>動物</b>用の餌、水、食器、トイレ用品等の<b>動物</b>用品を携行すること。</li> <li>○ 避難所では、指定された飼養スペースにおいて、自己責任で飼養すること。</li> <li>○ 避難所の管理者、現地動物救護本部等の指示に従い、適正な飼養に努めること。</li> </ul>



修正前（令和2年10月） 本-78	修正後（令和5年9月） 本-78
<p><b>第8章 避難生活</b></p> <p><b>1 島内での避難生活</b></p> <p>○新島村</p> <p>(3) 救援体制</p> <p>ア 食料・生活必需品等の供給</p> <p>(ア) 食料の供給</p> <p>村は、炊き出し等の体制が整うまでの間、備蓄又は調達する食料を支給し、体制が整った後は、村の給食施設を使用した炊き出しや加工食品の調達を実施する。</p> <p>なお、必要に応じて、<u>支庁を経由し、都（福祉保健局）</u>に食料の調達を要請するとともに、都（総務局）に自衛隊による炊飯等の要請を求める。</p> <p>(イ) 生活必需品等の供給</p> <p>村は、備蓄又は調達する生活必需品等を支給する。なお、必要に応じて、<u>支庁を経由し、都（福祉保健局）</u>に生活必需品等の調達を要請する。</p> <p>(ウ) 食料・生活必需品等の輸送拠点</p> <p>調達した食料及び生活必需品等の輸送拠点は、村役場、新島港、羽伏漁港、新島空港、式根島港、野伏漁港、その他の公共施設等とする。</p> <p>イ 健康管理</p> <p>村は、在宅の難病患者及び体調不良を訴える避難者の対応を、新島では本村診療所、式根島では式根島診療所又は避難所に設置する医療救護所において行う。また、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所等に派遣する。</p> <p>都（福祉保健局）は、村の編成する保健活動班による避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制の確保や、災害派遣精神医療チーム（東京D P A T）等による精神科医療機関の機能補完、一般住民への対応や支援者への支援等メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。</p> <p>(4) 要配慮者対策</p> <p>村は、自宅や避難所で生活している要配慮者（高齢者、障害者等）に対し、状況に応じて協定を結んでいる新島はまゆう会特別養護老人ホームに収容する。また、福祉避難所を開設した場合は、開設日時、場所、避難者数、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、所定の様式により、速やかに、都（福祉保健局）、警察署（駐在所）、消防団等の関係機関に連絡する。</p> <p>村は、島内での避難生活が困難であり、島外の施設又は医療機関等への移送が必要と判断した場合、支庁を経由し、都（福祉保健局）に島外への移送を要請する。</p> <p>移送については、都（福祉保健局）と村で協議の上、適切な手段により移送することとし、都（福祉保健局・総務局）が関係機関に移送を要請する。</p> <p>(5) <u>ペット</u>対策</p> <p>都（福祉保健局）や東京都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護等を行う。</p> <p>村は、避難所敷地内又は近傍に飼養場所を確保するとともに、都（福祉保健局）と協力し、<u>ペット</u>の所有者に適正飼養を指導する。</p> <p>都（福祉保健局）は、「動物保護班」及び「動物医療班」を編成し、被災住民等への動物救護に関する情報の提供、被災動物の保護・搬送、村からの応援要請に基づく避難所での獣医療に携わる。また、村と協力し、<u>ペット</u>の所有者に適正飼養を指導する。</p>	<p><b>第8章 避難生活</b></p> <p><b>1 島内での避難生活</b></p> <p>○新島村</p> <p>(3) 救援体制</p> <p>ア 食料・生活必需品等の供給</p> <p>(ア) 食料の供給</p> <p>村は、炊き出し等の体制が整うまでの間、備蓄又は調達する食料を支給し、体制が整った後は、村の給食施設を使用した炊き出しや加工食品の調達を実施する。</p> <p>なお、必要に応じて、都（<b>福祉局</b>）に食料の調達を要請するとともに、都（総務局）に自衛隊による炊飯等の要請を求める。</p> <p>(イ) 生活必需品等の供給</p> <p>村は、備蓄又は調達する生活必需品等を支給する。なお、必要に応じて、都（<b>福祉局</b>）に生活必需品等の調達を要請する。</p> <p>(ウ) 食料・生活必需品等の輸送拠点</p> <p>調達した食料及び生活必需品等の輸送拠点は、村役場、新島港、羽伏漁港、新島空港、式根島港、野伏漁港、その他の公共施設等とする。</p> <p>イ 健康管理</p> <p>村は、在宅の難病患者及び体調不良を訴える避難者の対応を、新島では本村診療所、式根島では式根島診療所又は避難所に設置する医療救護所において行う。また、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所等に派遣する。</p> <p>都（<b>福祉局・保健医療局</b>）は、村の編成する保健活動班による避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制の確保や、災害派遣精神医療チーム（東京D P A T）等による精神科医療機関の機能補完、一般住民への対応や支援者への支援等メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。</p> <p>(4) 要配慮者対策</p> <p>村は、自宅や避難所で生活している要配慮者（高齢者、障害者、<b>難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人など</b>）に対し、状況に応じて協定を結んでいる新島はまゆう会特別養護老人ホームに収容する。また、福祉避難所を開設した場合は、開設日時、場所、避難者数、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、所定の様式により、速やかに、都（<b>福祉局</b>）、警察署（駐在所）、消防団等の関係機関に連絡する。</p> <p>村は、島内での避難生活が困難であり、島外の施設又は医療機関等への移送が必要と判断した場合、支庁を経由し、都（<b>福祉局</b>）に島外への移送を要請する。</p> <p>移送については、都（<b>福祉局</b>）と村で協議の上、適切な手段により移送することとし、都（<b>福祉局・総務局</b>）が関係機関に移送を要請する。</p> <p>(5) <b>動物</b>対策</p> <p>都（<b>保健医療局</b>）や東京都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護等を行う。</p> <p>村は、避難所敷地内又は近傍に飼養場所を確保するとともに、都（<b>保健医療局</b>）と協力し、<b>動物</b>の所有者に適正飼養を指導する。</p> <p>都（<b>保健医療局</b>）は、「動物保護班」及び「動物医療班」を編成し、被災住民等への動物救護に関する情報の提供、被災動物の保護・搬送、村からの応援要請に基づく避難所での獣医療に携わる。また、村と協力し、<b>動物</b>の所有者に適正飼養を指導する。</p>

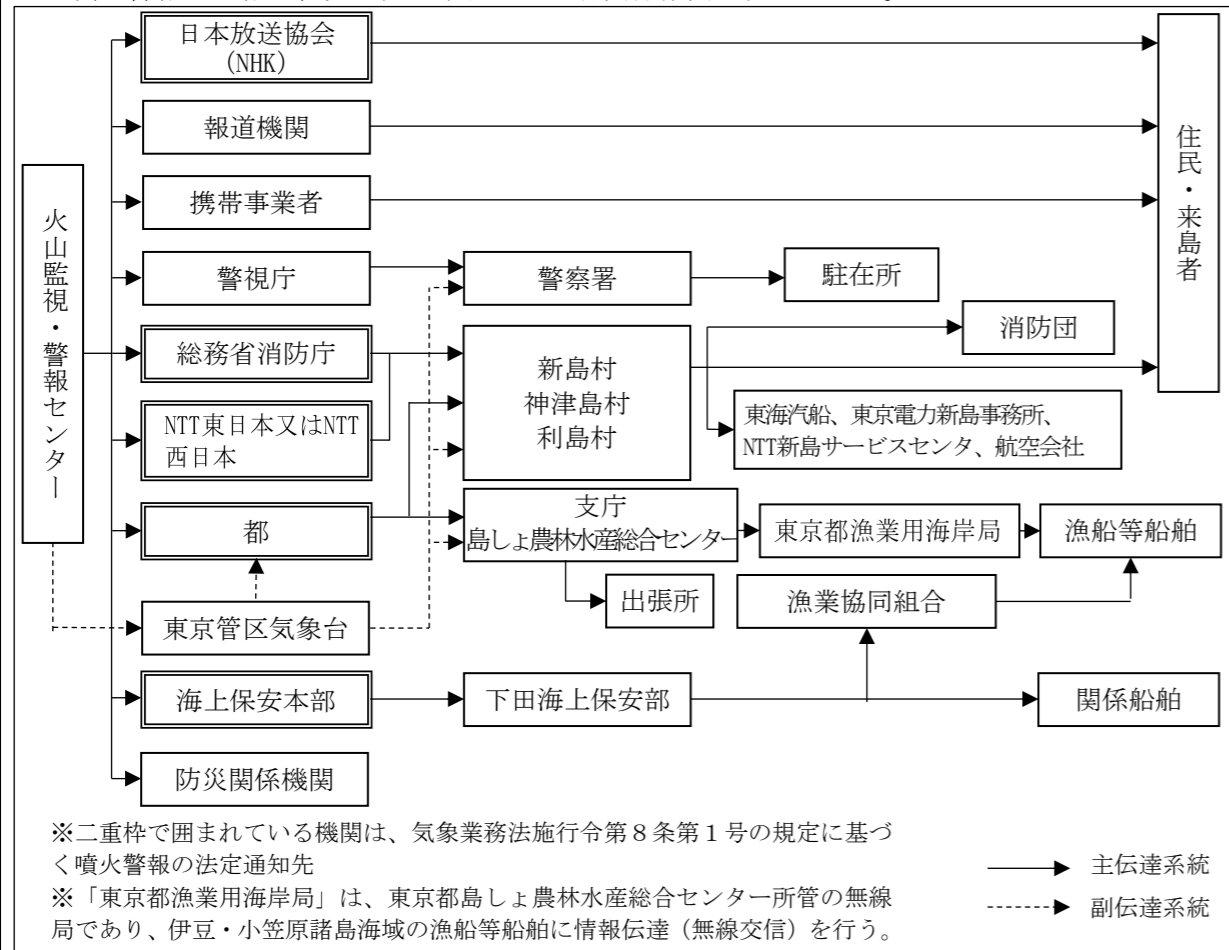
修正前（令和2年10月） 本-80-本-81	修正後（令和5年9月） 本-80-本-81
<p><b>1 島内での避難生活</b></p> <p>○神津島村</p> <p>(3) 救援体制</p> <p>ア 食料・生活必需品等の供給</p> <p>(ア) 食料の供給</p> <p>村は、炊き出し等の体制が整うまでの間、備蓄又は調達する食料を支給し、体制が整った後は、村の給食施設を使用した炊き出しや加工食品の調達を実施する。</p> <p>なお、必要に応じて、<u>支庁を経由し、都（福祉保健局）</u>に食料の調達を要請するとともに、都（総務局）に自衛隊による炊飯等の要請を求める。</p> <p>(イ) 生活必需品等の供給</p> <p>村は、備蓄又は調達する生活必需品等を支給する。なお、必要に応じて、<u>支庁を経由し、都（福祉保健局）</u>に生活必需品等の調達を要請する。</p> <p>(ウ) 食料・生活必需品等の輸送拠点</p> <p>調達した食料及び生活必需品等の輸送拠点は、村役場、神津島港、三浦漁港、神津島空港、その他の公共施設等とする。</p> <p>イ 健康管理</p> <p>村は、在宅の難病患者及び体調不良を訴える避難者の対応を、神津島村診療所又は避難所に設置する医療救護所において行う。また、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所等に派遣する。</p> <p>都（福祉保健局）は、村の編成する保健活動班による避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制の確保や、災害派遣精神医療チーム（東京D P A T）等による精神科医療機関の機能補完、一般住民への対応や支援者への支援等メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。</p> <p>(4) 要配慮者対策</p> <p>村は、自宅や避難所で生活している要配慮者（高齢者、障害者等）に対し、状況に応じて生きがい健康センターに収容する。また、福祉避難所を開設した場合は、開設日時、場所、避難者数、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、所定の様式により、速やかに、都（福祉保健局）、警察署（駐在所）、消防団等の関係機関に連絡する。</p> <p>村は、島内での避難生活が困難であり、島外の施設又は医療機関等への移送が必要と判断した場合、支庁を経由し、都（福祉保健局）に島外への移送を要請する。</p> <p>移送については、都（福祉保健局）と村で協議の上、適切な手段により移送することとし、都（福祉保健局・総務局）が関係機関に移送を要請する。</p> <p>(5) <u>ペット</u>対策</p> <p>都（福祉保健局）や東京都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護等を行う。</p> <p>村は、避難所敷地内又は近傍に飼養場所を確保するとともに、都（福祉保健局）と協力し、<u>ペット</u>の所有者に適正飼養を指導する。</p> <p>都（福祉保健局）は、「動物保護班」及び「動物医療班」を編成し、被災住民等への動物救護に関する情報の提供、被災動物の保護・搬送、村からの応援要請に基づく避難所での獣医療に携わる。また、村と協力し、<u>ペット</u>の所有者に適正飼養を指導する。</p>	<p><b>1 島内での避難生活</b></p> <p>○神津島村</p> <p>(3) 救援体制</p> <p>ア 食料・生活必需品等の供給</p> <p>(ア) 食料の供給</p> <p>村は、炊き出し等の体制が整うまでの間、備蓄又は調達する食料を支給し、体制が整った後は、村の給食施設を使用した炊き出しや加工食品の調達を実施する。</p> <p>なお、必要に応じて、都（福祉局）に食料の調達を要請するとともに、都（総務局）に自衛隊による炊飯等の要請を求める。</p> <p>(イ) 生活必需品等の供給</p> <p>村は、備蓄又は調達する生活必需品等を支給する。なお、必要に応じて、都（福祉局）に生活必需品等の調達を要請する。</p> <p>(ウ) 食料・生活必需品等の輸送拠点</p> <p>調達した食料及び生活必需品等の輸送拠点は、村役場、神津島港、三浦漁港、神津島空港、その他の公共施設等とする。</p> <p>イ 健康管理</p> <p>村は、在宅の難病患者及び体調不良を訴える避難者の対応を、神津島村診療所又は避難所に設置する医療救護所において行う。また、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所等に派遣する。</p> <p>都（福祉局・保健医療局）は、村の編成する保健活動班による避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制の確保や、災害派遣精神医療チーム（東京D P A T）等による精神科医療機関の機能補完、一般住民への対応や支援者への支援等メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。</p> <p>(4) 要配慮者対策</p> <p>村は、自宅や避難所で生活している要配慮者（高齢者、障害者、<b>難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人など</b>）に対し、状況に応じて生きがい健康センターに収容する。また、福祉避難所を開設した場合は、開設日時、場所、避難者数、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、所定の様式により、速やかに、都（福祉局）、警察署（駐在所）、消防団等の関係機関に連絡する。</p> <p>村は、島内での避難生活が困難であり、島外の施設又は医療機関等への移送が必要と判断した場合、支庁を経由し、都（福祉局）に島外への移送を要請する。</p> <p>移送については、都（福祉局）と村で協議の上、適切な手段により移送することとし、都（福祉局・総務局）が関係機関に移送を要請する。</p> <p>(5) <b>動物</b>対策</p> <p>都（保健医療局）や東京都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護等を行う。</p> <p>村は、避難所敷地内又は近傍に飼養場所を確保するとともに、都（保健医療局）と協力し、<b>動物</b>の所有者に適正飼養を指導する。</p> <p>都（保健医療局）は、「動物保護班」及び「動物医療班」を編成し、被災住民等への動物救護に関する情報の提供、被災動物の保護・搬送、村からの応援要請に基づく避難所での獣医療に携わる。また、村と協力し、<b>動物</b>の所有者に適正飼養を指導する。</p>

修正前（令和2年10月） 本-82-本-83	修正後（令和5年9月） 本-82-本-83
<p><b>1 島内での避難生活</b></p> <p>○利島村</p> <p>(3) 救援体制</p> <p>ア 食料・生活必需品等の供給</p> <p>(ア) 食料の供給</p> <p>村は、炊き出し等の体制が整うまでの間、備蓄又は調達する食料を支給し、体制が整った後は、村の給食施設を使用した炊き出しや加工食品の調達を実施する。</p> <p>なお、必要に応じて、<u>支庁を經由し</u>、都（福祉保健局）に食料の調達を要請するとともに、都（総務局）に自衛隊による炊飯等の要請を求める。</p> <p>(イ) 生活必需品等の供給</p> <p>村は、備蓄又は調達する生活必需品等を支給する。なお、必要に応じて、<u>支庁を經由し</u>、都（福祉保健局）に生活必需品等の調達を要請する。</p> <p>(ウ) 食料・生活必需品等の輸送拠点</p> <p>調達した食料及び生活必需品等の輸送拠点は、村役場、利島港、利島村ヘリポート、その他の公共施設等とする。</p> <p>イ 健康管理</p> <p>村は、在宅の難病患者及び体調不良を訴える避難者の対応を、利島村診療所又は避難所に設置する医療救護所において行う。また、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所等に派遣する。</p> <p>都（福祉保健局）は、村の編成する保健活動班による避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制の確保や、災害派遣精神医療チーム（東京D P A T）等による精神科医療機関の機能補完、一般住民への対応や支援者への支援等メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。</p> <p>(4) 要配慮者対策</p> <p>村は、自宅や避難所で生活している要配慮者（高齢者、障害者等）に対し、状況に応じて社会福祉施設等に収容する。また、福祉避難所を開設した場合は、開設日時、場所、避難者数、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、所定の様式により、速やかに、都（福祉保健局）、警察署（駐在所）、消防団等の関係機関に連絡する。</p> <p>村は、島内での避難生活が困難であり、島外の施設又は医療機関等への移送が必要と判断した場合、支庁を經由し、都（福祉保健局）に島外への移送を要請する。</p> <p>移送については、都（福祉保健局）と村で協議の上、適切な手段により移送することとし、都（福祉保健局・総務局）が関係機関に移送を要請する。</p> <p>(5) <u>ペット</u>対策</p> <p>都（福祉保健局）や東京都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護等を行う。</p> <p>村は、避難所敷地内又は近傍に飼養場所を確保するとともに、都（福祉保健局）と協力し、<u>ペット</u>の所有者に適正飼養を指導する。</p> <p>都（福祉保健局）は、「動物保護班」及び「動物医療班」を編成し、被災住民等への動物救護に関する情報の提供、被災動物の保護・搬送、村からの応援要請に基づく避難所での獣医療に携わる。また、村と協力し、<u>ペット</u>の所有者に適正飼養を指導する。</p>	<p><b>1 島内での避難生活</b></p> <p>○利島村</p> <p>(3) 救援体制</p> <p>ア 食料・生活必需品等の供給</p> <p>(ア) 食料の供給</p> <p>村は、炊き出し等の体制が整うまでの間、備蓄又は調達する食料を支給し、体制が整った後は、村の給食施設を使用した炊き出しや加工食品の調達を実施する。</p> <p>なお、必要に応じて、都（<b>福祉局・保健医療局</b>）に食料の調達を要請するとともに、都（総務局）に自衛隊による炊飯等の要請を求める。</p> <p>(イ) 生活必需品等の供給</p> <p>村は、備蓄又は調達する生活必需品等を支給する。なお、必要に応じて、都（<b>福祉局・保健医療局</b>）に生活必需品等の調達を要請する。</p> <p>(ウ) 食料・生活必需品等の輸送拠点</p> <p>調達した食料及び生活必需品等の輸送拠点は、村役場、利島港、利島村ヘリポート、その他の公共施設等とする。</p> <p>イ 健康管理</p> <p>村は、在宅の難病患者及び体調不良を訴える避難者の対応を、利島村診療所又は避難所に設置する医療救護所において行う。また、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所等に派遣する。</p> <p>都（<b>福祉局・保健医療局</b>）は、村の編成する保健活動班による避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制の確保や、災害派遣精神医療チーム（東京D P A T）等による精神科医療機関の機能補完、一般住民への対応や支援者への支援等メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。</p> <p>(4) 要配慮者対策</p> <p>村は、自宅や避難所で生活している要配慮者（高齢者、障害者、<b>難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人など</b>）に対し、状況に応じて社会福祉施設等に収容する。また、福祉避難所を開設した場合は、開設日時、場所、避難者数、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、所定の様式により、速やかに、都（<b>福祉局</b>）、警察署（駐在所）、消防団等の関係機関に連絡する。</p> <p>村は、島内での避難生活が困難であり、島外の施設又は医療機関等への移送が必要と判断した場合、支庁を經由し、都（<b>福祉局</b>）に島外への移送を要請する。</p> <p>移送については、都（<b>福祉局</b>）と村で協議の上、適切な手段により移送することとし、都（<b>福祉局・総務局</b>）が関係機関に移送を要請する。</p> <p>(5) <b>動物</b>対策</p> <p>都（<b>保健医療局</b>）や東京都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護等を行う。</p> <p>村は、避難所敷地内又は近傍に飼養場所を確保するとともに、都（<b>保健医療局</b>）と協力し、<b>動物</b>の所有者に適正飼養を指導する。</p> <p>都（<b>保健医療局</b>）は、「動物保護班」及び「動物医療班」を編成し、被災住民等への動物救護に関する情報の提供、被災動物の保護・搬送、村からの応援要請に基づく避難所での獣医療に携わる。また、村と協力し、<b>動物</b>の所有者に適正飼養を指導する。</p>
<p><b>2 島外での避難生活</b></p> <p>避難所の開設・運営、要配慮者対策、<u>ペット</u>対策、応急住宅対策、応急教育等の避難生活の支援は、都地域防災計画等に基づき、都、村、関係機関が連携して実施する</p>	<p><b>2 島外での避難生活</b></p> <p>避難所の開設・運営、要配慮者対策、<b>動物</b>対策、応急住宅対策、応急教育等の避難生活の支援は、都地域防災計画等に基づき、都、村、関係機関が連携して実施する。</p>

### 第4章 防災関係機関の対応

#### 1 噴火警報・予報の伝達

噴火警報・予報は、次の伝達系統により各関係機関に伝達される。



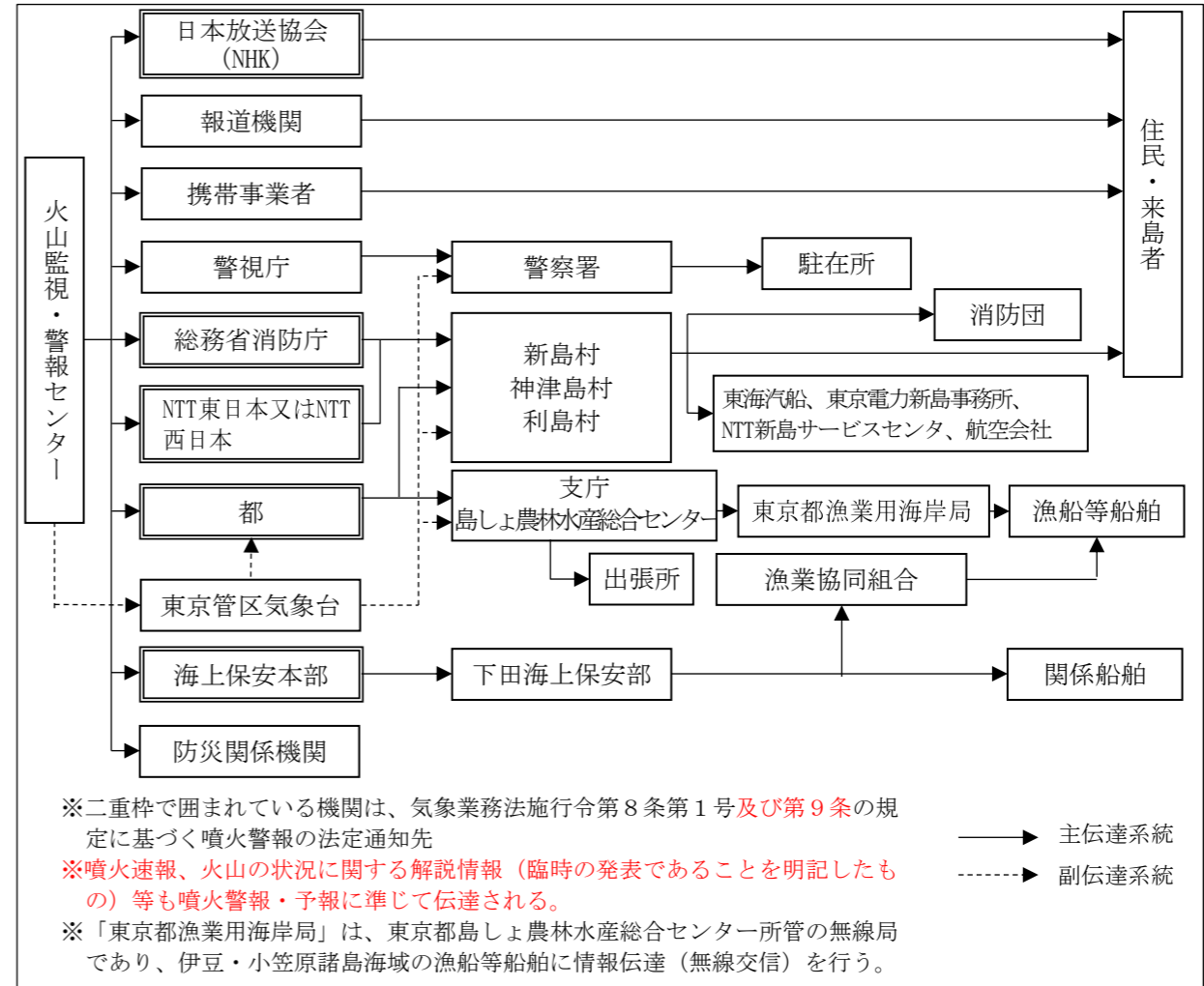
※二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく噴火警報の法定通知先  
 ※「東京都漁業用海岸局」は、東京都島しょ農林水産総合センター所管の無線局であり、伊豆・小笠原諸島海域の漁船等船舶に情報伝達（無線交信）を行う。

図 噴火警報・予報の伝達系統

### 第4章 防災関係機関の対応

#### 1 噴火警報・予報等の伝達

噴火警報・予報等は、次の伝達系統により各関係機関に伝達される。



※二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく噴火警報の法定通知先  
 ※噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したもの）等も噴火警報・予報に準じて伝達される。  
 ※「東京都漁業用海岸局」は、東京都島しょ農林水産総合センター所管の無線局であり、伊豆・小笠原諸島海域の漁船等船舶に情報伝達（無線交信）を行う。

図 噴火警報・予報等の伝達系統

【マニュアル編】

第1部 全体・共通事項

第4章 防災関係機関の対応

3 避難情報の発令

(1) 避難情報の発令

村長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民及び来島者の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、火山専門家の助言を受け、支庁長（出張所長）、警察署長、東京管区気象台長、関係機関の長と協議の上、災害対策基本法第60条に基づき、避難対象地域の住民等に対し、「避難準備・高齢者等避難開始」又は「避難勧告」もしくは「避難指示（緊急）」を発令する。

なお、「避難勧告」又は「避難指示（緊急）」を発令する場合において、必要があると認めるときは、立退き先を定めて発令する。

また、避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認める場合は、屋内での待避等の安全確保措置の指示を発令する。

(2) 都への報告

村長は、避難情報を発令した場合、速やかに、支庁長（出張所長）を経由し、都知事（総務局）に報告する。

(3) 「避難準備・高齢者等避難開始」の発令基準

「避難準備・高齢者等避難開始」は、噴火警戒レベル4が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性がある場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

なお、噴火警戒レベル3が発表されるなど、居住地域近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性、もしくは噴火の発生がある場合には、「避難準備・高齢者等避難開始」の発令の有無にかかわらず、社会福祉施設、診療所、避難行動要支援者、避難支援等関係者に「避難準備」を伝達する。

(4) 「避難勧告」・「避難指示（緊急）」の発令基準

「避難勧告」は、噴火警戒レベル5が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令し、緊急を要するときは「避難指示（緊急）」を発令する。

なお、島外避難は、次の判断要素から総合的に判断する。

表 島外避難の判断要素

区分	判断要素
島内全域における生命・身体への危険	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 陸域あるいは沿岸部及び浅海域での大規模な噴火（火砕流の発生、居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性</li> <li>○ 多量の火山灰堆積後の大雨による居住地域周辺での土石流発生の可能性</li> <li>○ 新島島内全域での震度5程度の有感地震の続発や顕著な山体変形による山体崩壊の可能性</li> <li>○ 大量の火山ガスの放出による重大な健康被害発生の可能性</li> </ul>
島内避難が困難・島外避難への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 島内の避難所において避難者を収容することが困難</li> <li>○ ライフライン等の被害により島内避難生活の維持が困難</li> <li>○ 気象や火山活動の状況により船舶の接岸や航行が不可能となる可能性</li> <li>○ 複数の避難港が被災し使用が不可能となる可能性</li> <li>○ 大量の火山灰の堆積や降灰後の大雨による土石流の発生等により避難港への移送が不可能となる可能性</li> </ul>

【マニュアル編】

第1部 全体・共通事項

第4章 防災関係機関の対応

3 避難情報の発令

(1) 避難情報の発令

村長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民及び来島者の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、火山専門家の助言を受け、支庁長（出張所長）、警察署長、東京管区気象台長、関係機関の長と協議の上、災害対策基本法第60条に基づき、避難対象地域の住民等に対し、「高齢者等避難」又は「避難指示」を発令する。

なお、「避難指示」を発令する場合において、必要があると認めるときは、立退き先を定めて発令する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認める場合は、緊急安全確保措置の指示を発令する。

(2) 都への報告

村長は、避難情報を発令した場合、速やかに、都知事（総務局）に報告する。

(3) 「高齢者等避難」の発令基準

「高齢者等避難」は、噴火警戒レベル4が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性がある場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

なお、噴火警戒レベル3が発表されるなど、居住地域近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性、もしくは噴火の発生がある場合には、「高齢者等避難」の発令の有無にかかわらず、社会福祉施設、診療所、避難行動要支援者、避難支援等関係者に避難の準備を伝達する。

(4) 「避難指示」の発令基準

「避難指示」は、噴火警戒レベル5が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

なお、島外避難は、次の判断要素から総合的に判断する。

表 島外避難の判断要素

区分	判断要素
島内全域における生命・身体への危険	<ul style="list-style-type: none"> <li>○陸域あるいは沿岸部及び浅海域での大規模な噴火（火砕流の発生、居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性</li> <li>○多量の火山灰堆積後の大雨による居住地域周辺での土石流発生の可能性</li> <li>○新島島内全域での震度5程度の地震の続発や顕著な山体変形による山体崩壊の可能性</li> <li>○大量の火山ガスの放出による重大な健康被害発生の可能性</li> </ul>
島内避難が困難・島外避難への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>○島内の避難所において避難者を収容することが困難</li> <li>○ライフライン等の被害により島内避難生活の維持が困難</li> <li>○気象や火山活動の状況により船舶の接岸や航行が不可能となる可能性</li> <li>○複数の避難港が被災し使用が不可能となる可能性</li> <li>○大量の火山灰の堆積や降灰後の大雨による土石流の発生等により避難港への移送が不可能となる可能性</li> </ul>

(5) 避難情報の伝達体制

住民等への避難情報の伝達は、次の経路及び手段により行う。

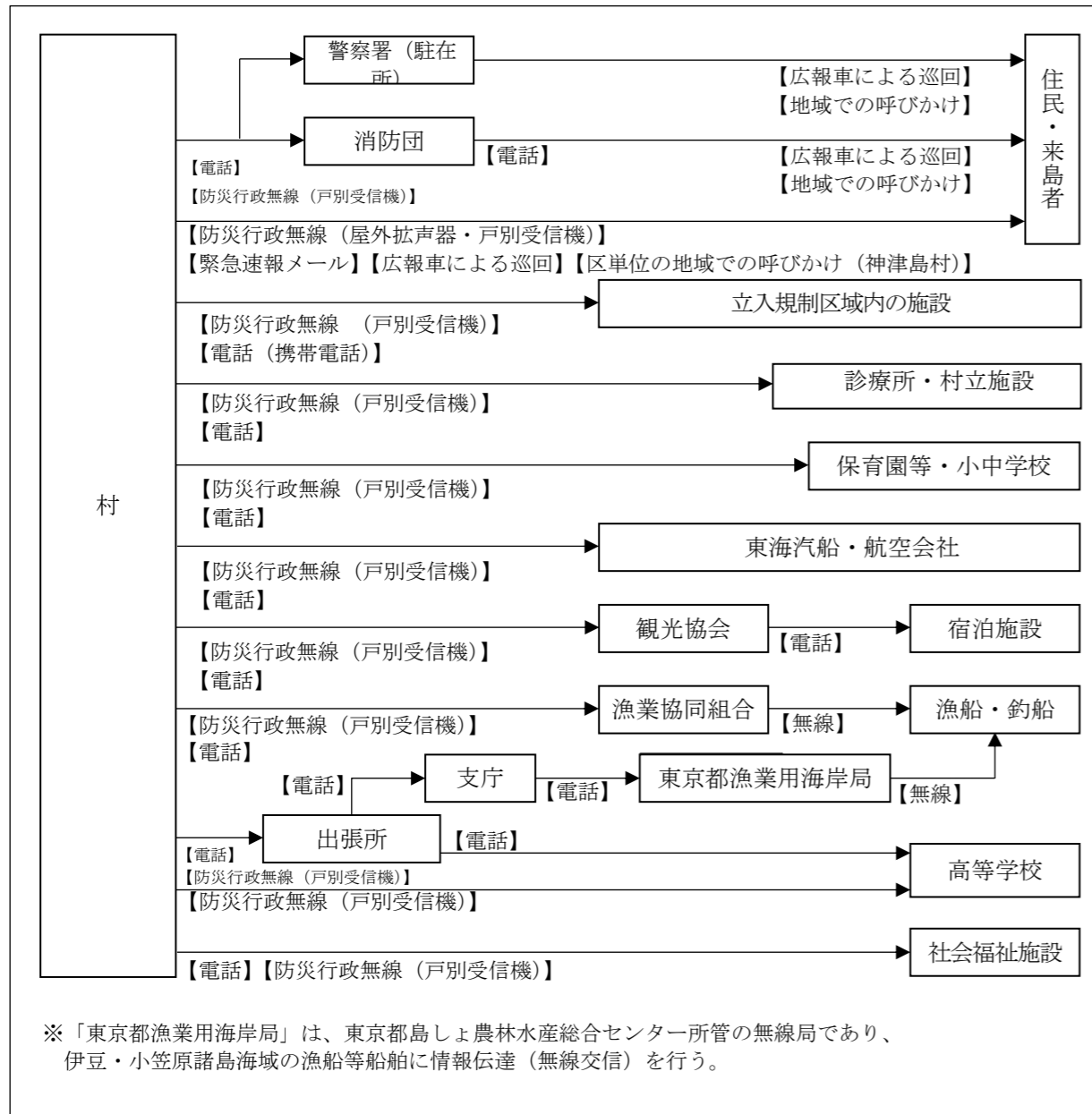


図 避難情報の伝達経路及び伝達手段

(5) 避難情報の伝達体制

住民等への避難情報の伝達は、次の経路及び手段により行う。

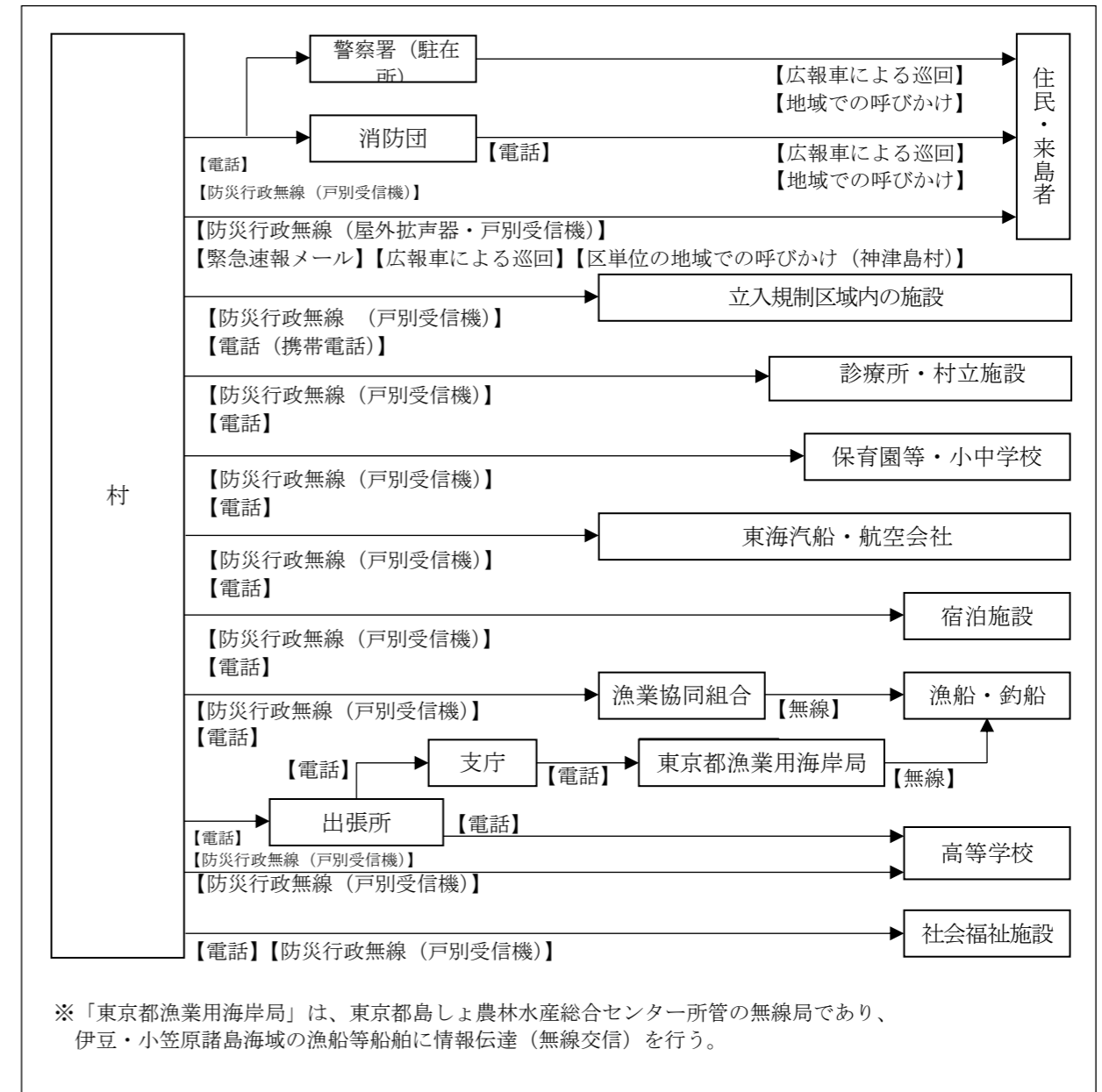
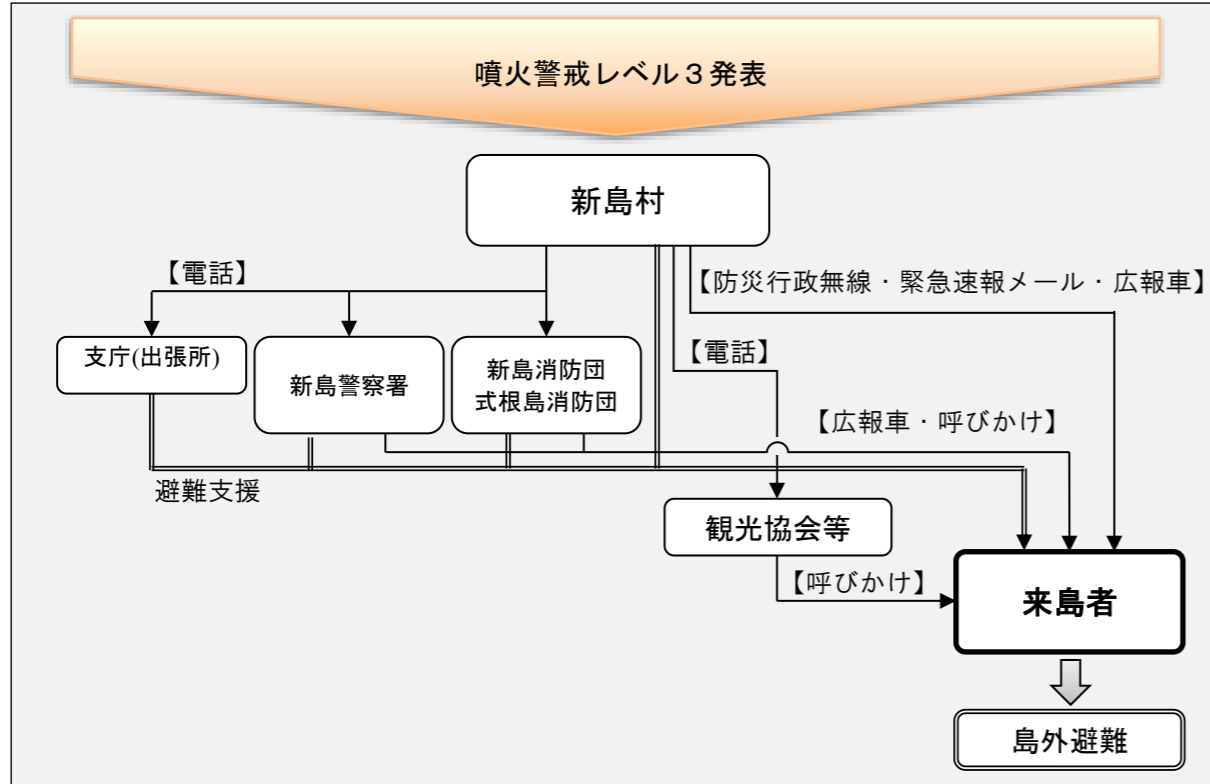


図 避難情報の伝達経路及び伝達手段

イ 来島者（島外避難）

■フロー図



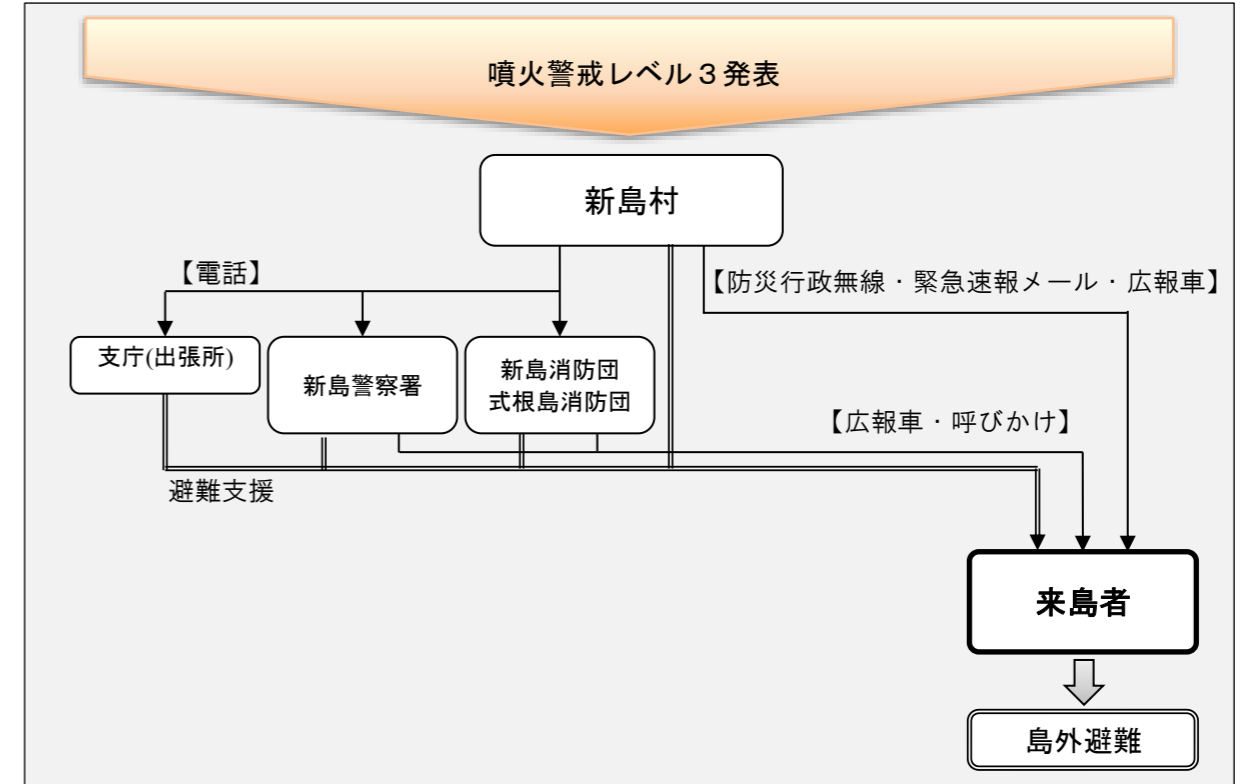
■各機関の役割

新島村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島外避難の決定</li> <li>・島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>・島内関係機関への島外避難の伝達（マ-7参照）</li> <li>・人数の把握</li> <li>・島外避難の呼びかけ（防災行政無線、緊急速報メール、広報車）</li> <li>・観光協会等への呼びかけの要請（観光協会、東海汽船、航空会社など）</li> <li>・島外避難支援</li> <li>・観光拠点の巡回</li> <li>・残留者の確認</li> </ul>
支庁 （出張所）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）へ報告）</li> <li>・島外避難支援の協力</li> </ul>
新島警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島外避難の呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・島外避難支援の協力</li> <li>・観光拠点の巡回</li> </ul>
新島消防団 式根島消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島外避難の呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・島外避難支援の協力</li> <li>・観光拠点の巡回</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島外避難の決定の報告（支庁から受理）</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

イ 来島者（島外避難）

■フロー図



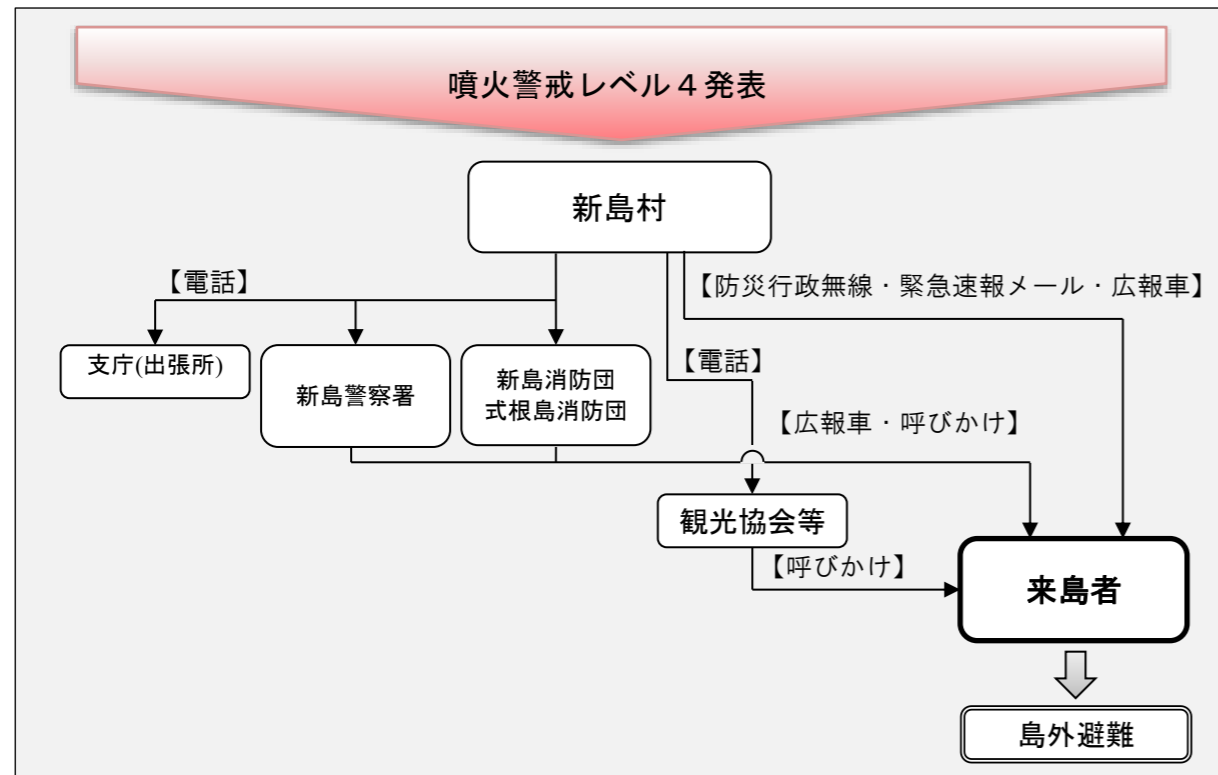
■各機関の役割

新島村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島外避難の決定</li> <li>・島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>・島内関係機関への島外避難の伝達（マ-7参照）</li> <li>・人数の把握</li> <li>・島外避難の呼びかけ（防災行政無線、緊急速報メール、広報車）</li> <li>・観光協会等への呼びかけの要請（観光協会、東海汽船、航空会社など）</li> <li>・島外避難支援</li> <li>・観光拠点の巡回</li> <li>・残留者の確認</li> </ul>
支庁 （出張所）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）へ報告）</li> <li>・島外避難支援の協力</li> </ul>
新島警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島外避難の呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・島外避難支援の協力</li> <li>・観光拠点の巡回</li> </ul>
新島消防団 式根島消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島外避難の呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・島外避難支援の協力</li> <li>・観光拠点の巡回</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島外避難の決定の報告（支庁から受理）</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

ウ 来島者（島外避難（新島村））

■フロー図



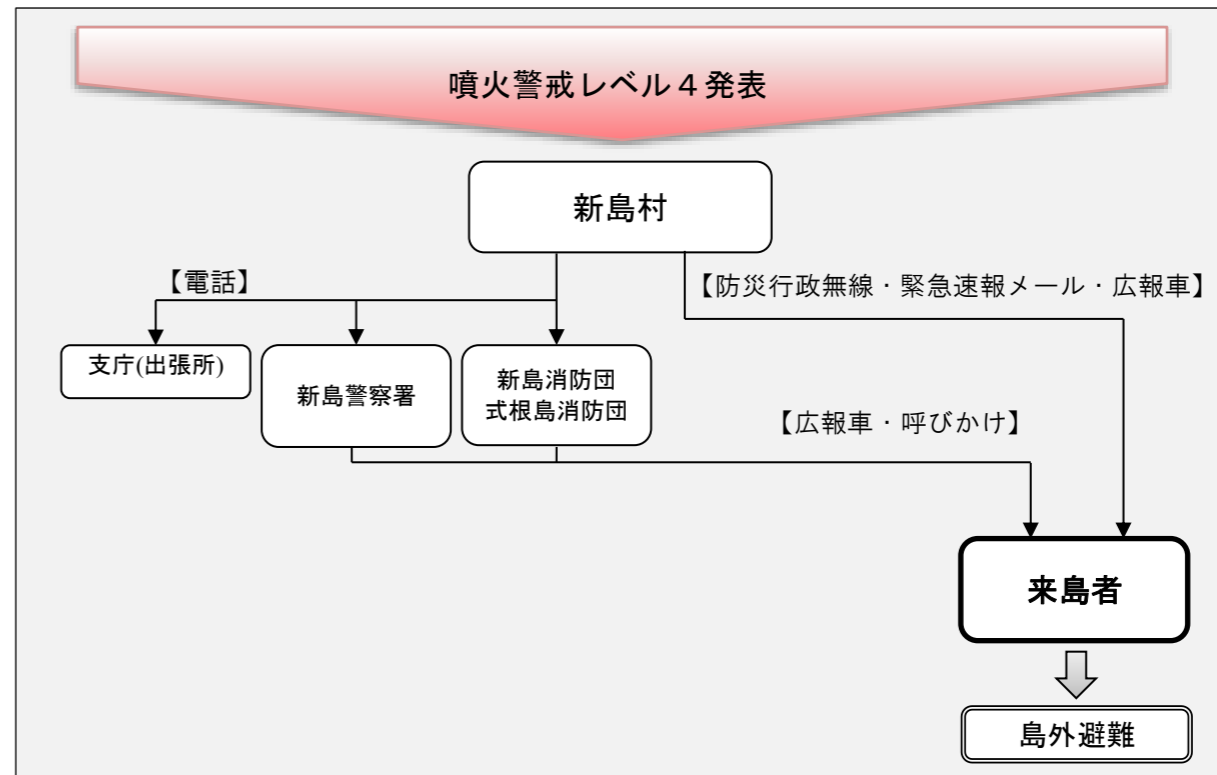
■各機関の役割

新島村	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定</li> <li>島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>島内関係機関への島外避難の伝達（マ-7参照）</li> <li>人数の把握</li> <li>島外避難の強い呼びかけ（防災行政無線、緊急速報メール、広報車）</li> <li>観光協会等への呼びかけの要請（観光協会、東海汽船、航空会社など）</li> <li>島外避難支援</li> <li>観光拠点の巡回</li> <li>残留者の確認</li> </ul>
支庁(出張所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>島外避難支援の協力</li> </ul>
新島警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の強い呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>島外避難支援の協力</li> <li>観光拠点の巡回</li> </ul>
新島消防団 式根島消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の強い呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>島外避難支援の協力</li> <li>観光拠点の巡回</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定の報告（支庁から受理）</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

ウ 来島者（島外避難（新島村））

■フロー図



■各機関の役割

新島村	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定</li> <li>島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>島内関係機関への島外避難の伝達（マ-7参照）</li> <li>人数の把握</li> <li>島外避難の強い呼びかけ（防災行政無線、緊急速報メール、広報車）</li> <li>観光協会等への呼びかけの要請（観光協会、東海汽船、航空会社など）</li> <li>島外避難支援</li> <li>観光拠点の巡回</li> <li>残留者の確認</li> </ul>
支庁(出張所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>島外避難支援の協力</li> </ul>
新島警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の強い呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>島外避難支援の協力</li> <li>観光拠点の巡回</li> </ul>
新島消防団 式根島消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の強い呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>島外避難支援の協力</li> <li>観光拠点の巡回</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定の報告（支庁から受理）</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

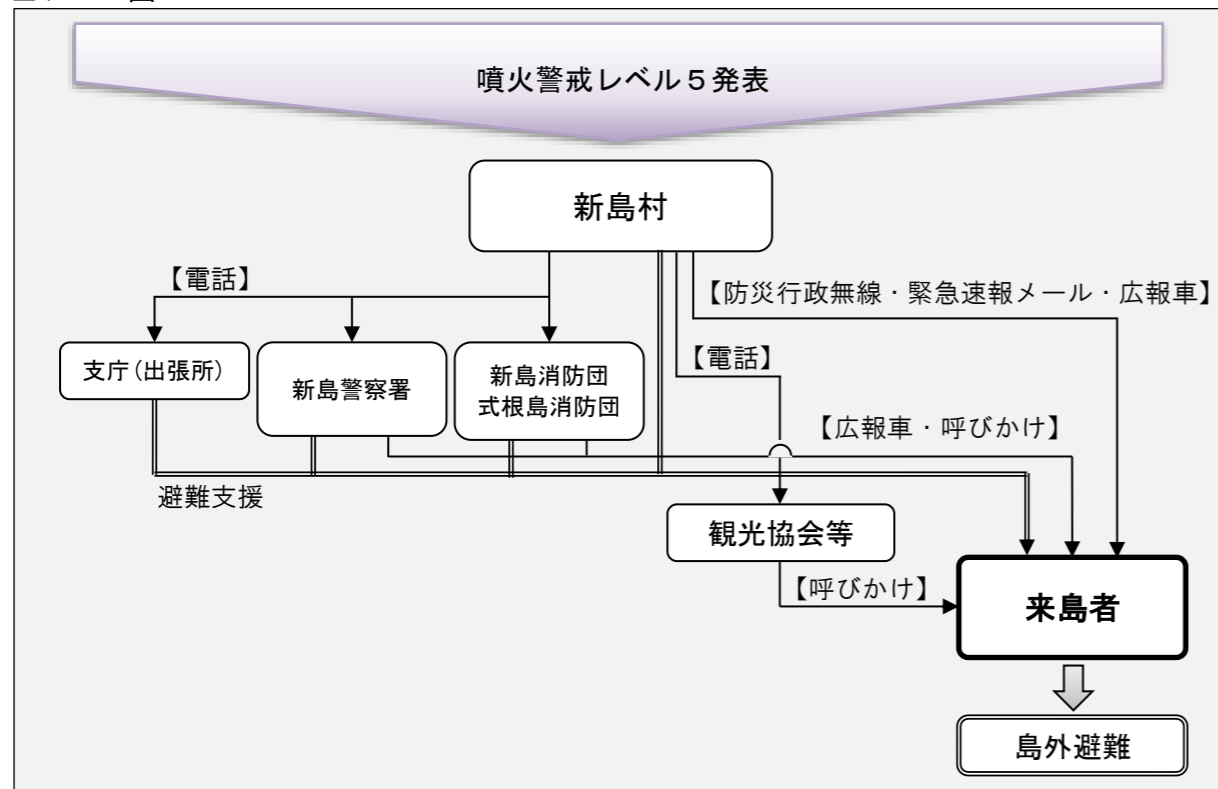


修正前（令和2年10月） マ-49								修正後（令和5年9月） マ-49																																																																																																																																																																																																														
新島警察署	新島消防団 式根島消防団	東京管区 气象台	都	神津島村 利島村	警察署 (神津島駐在所 利島駐在所)	神津島村消防団 利島村消防団	掲載 ページ	新島警察署	新島消防団 式根島消防団	東京管区 气象台	都	神津島村 利島村	警察署 (神津島駐在所 利島駐在所)	神津島村消防団 利島村消防団	掲載 ページ																																																																																																																																																																																																							
△	△	△		○	△	△	マ-54 (新島村) マ-61 (神津島村・ 利島村)	△	△	△		○	△	△	マ-54 (新島村) マ-60 (神津島村・ 利島村)																																																																																																																																																																																																							
			△	○								○								○			○	○			○	○	○	△	△			○	△	△					○					△		○							○						△	○						○	○			△	△	△		●	▲	▲				△	●						△*	●*							○						○*	●*			○	○			●	●	●	○	○			●	●	●	△	△	△		○	△	△	マ-56 (新島村) マ-65 (神津島村・ 利島村)	△	△	△		○	△	△	マ-56 (新島村) マ-64 (神津島村・ 利島村)				△	○							○							○			△	△			●	▲	▲	△	△			○	△	△	○	○			○	○	○					○			○	○	○	○											○							マ-50	○						
				○								○				○	○			○	○	○	△	△			○	△	△					○					△		○							○						△	○						○	○			△	△	△		●	▲	▲				△	●						△*	●*							○						○*	●*			○	○			●	●	●	○	○			●	●	●	△	△	△		○	△	△	マ-56 (新島村) マ-65 (神津島村・ 利島村)	△	△	△		○	△		△	マ-56 (新島村) マ-64 (神津島村・ 利島村)				△	○								○							○			△	△			●	▲	▲	△	△			○	△	△	○	○			○	○	○					○			○	○	○	○											○							マ-50	○											
				○				○	○			○	○	○		△	△			○	△	△					○					△		○							○						△	○						○	○			△	△	△		●	▲	▲				△	●						△*	●*							○						○*	●*			○	○			●	●	●	○	○			●	●	●	△	△	△		○	△	△	マ-56 (新島村) マ-65 (神津島村・ 利島村)	△	△	△		○	△		△	マ-56 (新島村) マ-64 (神津島村・ 利島村)				△		○									○							○			△	△			●	▲	▲	△	△			○	△	△	○	○			○	○	○					○			○	○	○	○											○							マ-50	○																
○	○			○	○	○		△	△			○	△	△						○					△		○							○						△	○						○	○			△	△	△		●	▲	▲				△	●						△*	●*							○						○*	●*			○	○			●	●	●	○	○			●	●	●	△	△	△		○	△	△	マ-56 (新島村) マ-65 (神津島村・ 利島村)	△	△	△		○	△		△	マ-56 (新島村) マ-64 (神津島村・ 利島村)				△		○										○								○			△	△			●	▲	▲	△	△			○	△	△	○	○			○	○	○					○			○	○	○	○											○							マ-50	○																					
△	△			○	△	△						○						△		○							○						△	○						○	○			△	△	△		●	▲	▲				△	●						△*	●*							○						○*	●*			○	○			●	●	●	○	○			●	●	●	△	△	△		○	△	△	マ-56 (新島村) マ-65 (神津島村・ 利島村)	△	△	△		○	△		△	マ-56 (新島村) マ-64 (神津島村・ 利島村)				△		○										○									○				△	△			●	▲	▲	△	△			○	△	△	○	○			○	○	○					○			○	○	○	○											○							マ-50	○																										
				○						△		○								○						△	○						○	○			△	△	△		●	▲	▲				△	●						△*	●*							○						○*	●*			○	○			●	●	●	○	○			●	●	●	△	△	△		○	△	△	マ-56 (新島村) マ-65 (神津島村・ 利島村)	△	△	△		○	△		△	マ-56 (新島村) マ-64 (神津島村・ 利島村)				△		○										○									○					△	△				●	▲	▲	△	△			○	△	△	○	○			○	○	○					○			○	○	○	○											○							マ-50	○																															
		△		○								○							△	○						○	○			△	△	△		●	▲	▲				△	●						△*	●*							○						○*	●*			○	○			●	●	●	○	○			●	●	●	△	△	△		○	△	△	マ-56 (新島村) マ-65 (神津島村・ 利島村)	△	△	△		○	△		△	マ-56 (新島村) マ-64 (神津島村・ 利島村)				△		○										○									○					△	△					●	▲	▲	△	△				○	△	△	○	○			○	○	○					○			○	○	○	○											○							マ-50	○																																				
				○							△	○							○	○			△	△	△		●	▲	▲				△	●						△*	●*							○						○*	●*			○	○			●	●	●	○	○			●	●	●	△	△	△		○	△	△	マ-56 (新島村) マ-65 (神津島村・ 利島村)	△	△	△		○	△		△	マ-56 (新島村) マ-64 (神津島村・ 利島村)				△		○										○									○					△	△					●	▲	▲	△		△				○	△	△		○	○			○	○	○					○			○	○	○	○											○							マ-50	○																																									
			△	○							○	○				△	△	△		●	▲	▲				△	●						△*	●*							○						○*	●*			○	○			●	●	●	○	○			●	●	●	△	△	△		○	△	△	マ-56 (新島村) マ-65 (神津島村・ 利島村)	△	△	△		○	△		△	マ-56 (新島村) マ-64 (神津島村・ 利島村)				△		○										○									○					△	△					●	▲	▲	△		△				○	△		△		○	○			○		○	○					○			○	○	○	○											○							マ-50	○																																														
			○	○				△	△	△		●	▲	▲					△	●						△*	●*							○						○*	●*			○	○			●	●	●	○	○			●	●	●	△	△	△		○	△	△	マ-56 (新島村) マ-65 (神津島村・ 利島村)	△	△	△		○	△		△	マ-56 (新島村) マ-64 (神津島村・ 利島村)				△		○										○									○					△	△					●	▲	▲	△		△				○	△		△		○	○				○		○	○						○			○	○	○	○											○							マ-50	○																																																			
△	△	△		●	▲	▲					△	●							△*	●*							○						○*	●*			○	○			●	●	●	○	○			●	●	●	△	△	△		○	△	△	マ-56 (新島村) マ-65 (神津島村・ 利島村)	△	△	△		○	△		△	マ-56 (新島村) マ-64 (神津島村・ 利島村)				△		○										○									○					△	△					●	▲	▲	△		△				○	△		△		○	○				○		○	○						○			○	○	○	○											○							マ-50	○																																																										
			△	●							△*	●*								○						○*	●*			○	○			●	●	●	○	○			●	●	●	△	△	△		○	△	△	マ-56 (新島村) マ-65 (神津島村・ 利島村)	△	△	△		○	△		△	マ-56 (新島村) マ-64 (神津島村・ 利島村)				△		○										○									○					△	△					●	▲	▲	△		△				○	△		△		○	○				○		○	○						○			○	○	○	○											○							マ-50	○																																																																	
			△*	●*								○							○*	●*			○	○			●	●	●	○	○			●	●	●	△	△	△		○	△	△	マ-56 (新島村) マ-65 (神津島村・ 利島村)	△	△	△		○	△		△	マ-56 (新島村) マ-64 (神津島村・ 利島村)				△		○										○									○					△	△					●	▲	▲	△		△				○	△		△		○	○				○		○	○						○			○	○	○	○											○							マ-50	○																																																																								
				○							○*	●*				○	○			●	●	●	○	○			●	●	●	△	△	△		○	△	△	マ-56 (新島村) マ-65 (神津島村・ 利島村)	△	△	△		○	△		△	マ-56 (新島村) マ-64 (神津島村・ 利島村)				△		○										○									○					△	△					●	▲	▲	△		△				○	△		△		○	○				○		○	○						○			○	○	○	○											○							マ-50	○																																																																															
			○*	●*			○	○			●	●	●	○	○			●	●	●	△	△	△		○	△	△	マ-56 (新島村) マ-65 (神津島村・ 利島村)	△	△	△		○	△	△	マ-56 (新島村) マ-64 (神津島村・ 利島村)					△	○										○										○				△		△			●		▲		▲	△	△					○	△	△	○		○				○	○		○						○				○	○	○	○											○							マ-50	○																																																																																								
○	○			●	●	●	○	○			●	●	●	△	△	△		○	△	△	マ-56 (新島村) マ-65 (神津島村・ 利島村)	△	△	△		○	△		△	マ-56 (新島村) マ-64 (神津島村・ 利島村)				△	○										○										○				△		△			●		▲		▲	△	△					○	△	△	○		○				○	○		○						○				○	○	○	○											○							マ-50	○																																																																																															
○	○			●	●	●	△	△	△		○	△	△	マ-56 (新島村) マ-65 (神津島村・ 利島村)	△	△	△		○	△		△	マ-56 (新島村) マ-64 (神津島村・ 利島村)				△		○										○									○				△		△			●		▲		▲	△	△					○	△	△	○		○				○	○		○						○				○	○	○	○											○							マ-50	○																																																																																																						
△	△	△		○	△	△	マ-56 (新島村) マ-65 (神津島村・ 利島村)	△	△	△		○	△		△	マ-56 (新島村) マ-64 (神津島村・ 利島村)																																																																																																																																																																																																						
			△	○								○										○				△	△					●	▲	▲	△			△			○	△	△		○		○			○		○		○							○			○		○		○	○												○							マ-50	○																																																																																																																													
				○								○					△	△				●		▲	▲	△	△					○	△	△	○			○			○	○	○							○					○	○	○		○													○							マ-50	○																																																																																																																																						
				○				△	△			●	▲		▲		△	△				○		△	△	○	○					○	○	○							○				○		○	○	○														○							マ-50	○																																																																																																																																															
△	△			●	▲	▲		△	△			○	△		△		○	○				○		○	○							○			○			○	○	○														○							マ-50	○																																																																																																																																																								
△	△			○	△	△		○	○			○	○		○							○				○	○		○		○													○								マ-50	○																																																																																																																																																																	
○	○			○	○	○						○					○	○	○	○															○								マ-50	○																																																																																																																																																																										
				○				○	○	○	○															○								マ-50	○																																																																																																																																																																																			
○	○	○	○														○								マ-50	○																																																																																																																																																																																												
								○							マ-50		○																																																																																																																																																																																																					
○							マ-50	○																																																																																																																																																																																																														

ウ 来島者（島外避難（新島村））

※来島者が島外避難の場合には、一般住民の避難対応に準じる。

■フロー図



■各機関の役割

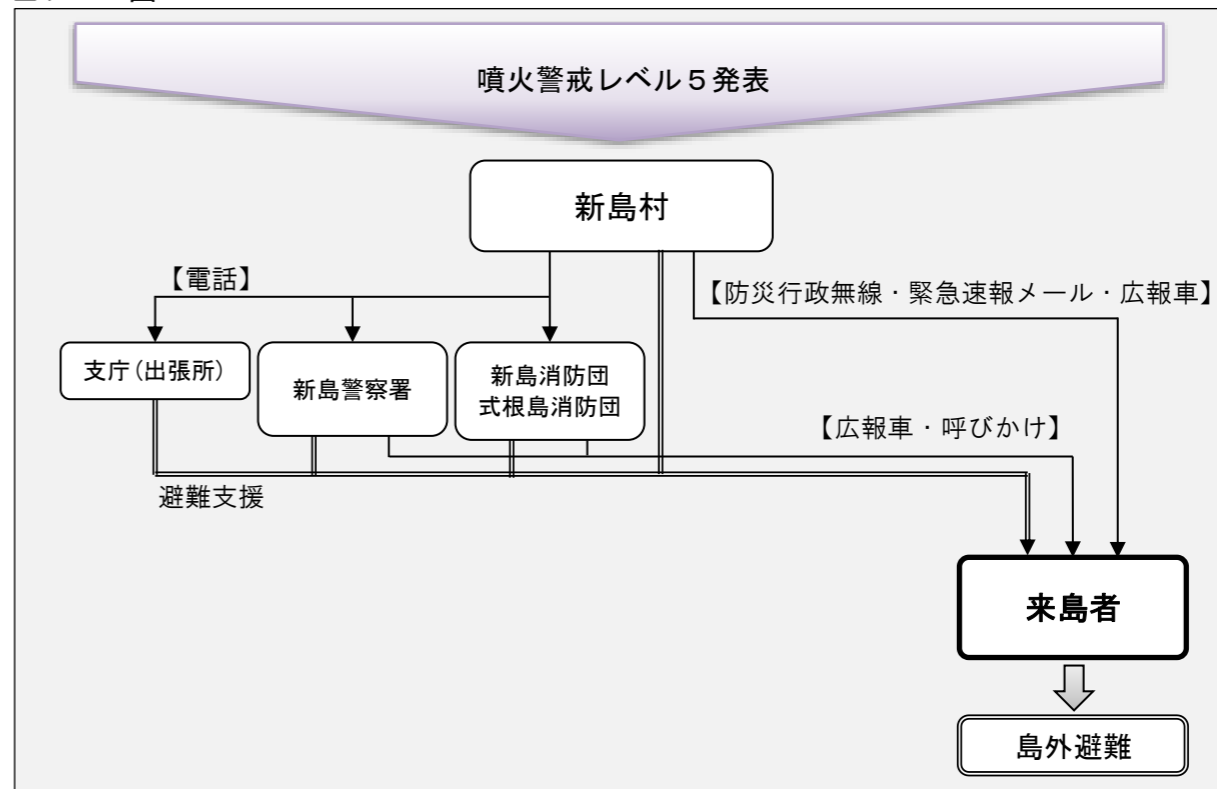
新島村	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定</li> <li>島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>島内関係機関への島外避難の伝達（マ-7参照）</li> <li>人数の把握</li> <li>島外避難の強い呼びかけ（防災行政無線、緊急速報メール、広報車）</li> <li>観光協会等への呼びかけの要請（観光協会、東海汽船、航空会社など）</li> <li>島外避難支援</li> <li>観光拠点の巡回</li> <li>残留者の確認</li> </ul>
支庁(出張所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>島外避難支援の協力</li> </ul>
新島警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の強い呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>島外避難支援の協力</li> <li>観光拠点の巡回</li> </ul>
新島消防団 式根島消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の強い呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>島外避難支援の協力</li> <li>観光拠点の巡回</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定の報告（支庁から受理）</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

ウ 来島者（島外避難（新島村））

※来島者が島外避難の場合には、一般住民の避難対応に準じる。

■フロー図



■各機関の役割

新島村	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定</li> <li>島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>島内関係機関への島外避難の伝達（マ-7参照）</li> <li>人数の把握</li> <li>島外避難の強い呼びかけ（防災行政無線、緊急速報メール、広報車）</li> <li>観光協会等への呼びかけの要請（観光協会、東海汽船、航空会社など）</li> <li>島外避難支援</li> <li>観光拠点の巡回</li> <li>残留者の確認</li> </ul>
支庁(出張所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>島外避難支援の協力</li> </ul>
新島警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の強い呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>島外避難支援の協力</li> <li>観光拠点の巡回</li> </ul>
新島消防団 式根島消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の強い呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>島外避難支援の協力</li> <li>観光拠点の巡回</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定の報告（支庁から受理）</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

【附属資料編】

資料第2 島内の防災関連施設等

○新島村

1 避難場所

地区名	避難場所	所在地
若郷	旧若小グラウンド	若郷1-4
	若郷ヘリポート	若郷野原霞山
	霞山広場	若郷10
	若郷避難施設（建設中）	若郷野原淡井道南4
本村	新島小学校グラウンド	本村2-1-1
	新島高等学校グラウンド	本村4-10-1
式根島	式根島小学校グラウンド	式根島244
	式根島中学校グラウンド	式根島166
	式根島ヘリポート	式根島910

新島村意見照会結果（令和元年度）

2 船舶

地区名	避難所	所在地	面積（㎡）	収容人数（人）※1
本村	新島小学校・体育館	本村2-1-1	約 537	888
	新島中学校・体育館	本村4-10-12	約 1,122	680
	新島保育園	本村4-11-4	約 501	303
	新島高等学校体育館	本村4-10-1	約 894	541
	新島高等学校格技棟	本村4-10-1	約 787	477
	勤労福祉会館	本村5-6-1	約 705	425
	老人福祉センター（青葉会館）	本村1-8-2	約 162	98
	住民センター	本村1-1-1	約 283	171
	さわやか健康センター	本村3-12-8	約 213	129
	若郷会館	若郷1-4	約 405	245
	新島はまゆう会特別養護老人ホーム	新島村字瀬戸山 116-2	—	38
式根島	式根島小学校・体育館	式根島244	約 453	507
	式根島中学校・体育館	式根島166	約 504	561
	開発総合センター	式根島253	約 288	174
	福祉センター	式根島253	約 58	35

新島村地域防災計画（平成31年度修正）

※1 収容人数は3.3㎡で2人として算出

【附属資料編】

資料第2 島内の防災関連施設等

○新島村

1 避難場所

地区名	避難場所	所在地
若郷	旧若小グラウンド	若郷1-4
	若郷ヘリポート	若郷野原霞山
	霞山広場	若郷10
	若郷避難施設（建設中）	若郷野原淡井道南4
本村	新島小学校グラウンド	本村2-1-1
	新島高等学校グラウンド	本村4-10-1
式根島	式根島小学校グラウンド	式根島244
	式根島中学校グラウンド	式根島166
	式根島ヘリポート	式根島910

新島村意見照会結果（令和元年度）

2 船舶

地区名	避難所	所在地	面積（㎡）	収容人数（人）※1
本村	新島小学校・体育館	本村2-1-1	約 537	888
	新島中学校・体育館	本村4-10-12	約 1,122	680
	新島保育園	本村4-11-4	約 501	303
	新島高等学校体育館	本村4-10-1	約 894	541
	新島高等学校格技棟	本村4-10-1	約 788	477
	勤労福祉会館	本村5-6-1	約 705	425
	老人福祉センター（青葉会館）	本村1-8-2	約 162	98
	住民センター	本村1-1-1	約 283	171
	さわやか健康センター	本村3-12-8	約 213	129
	若郷会館	若郷1-4	約 405	245
	新島はまゆう会特別養護老人ホーム	新島村字瀬戸山 116-2	—	38
式根島	式根島小学校・体育館	式根島244	約 453	507
	式根島中学校・体育館	式根島166	約 504	561
	開発総合センター	式根島253	約 288	174
	福祉センター	式根島255-1	約 58	35

新島村地域防災計画（平成31年度修正）

※1 収容人数は3.3㎡で2人として算出

【附属資料編】

資料第2 島内の防災関連施設等

○新島村

3 港・空港等

(1) 港

ア 港湾（避難港）

港名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備考
新島港	岸壁	-7.5	300	5,000 t 級
	〃	-6.0	80	500 t 級
	物揚場	-3.0	200	小型船
式根島港	岸壁	-7.5	150	5,000 t 級
	物揚場	-3.0	80	小型船

東京都地域防災計画（令和元年度版）

イ 漁港

港名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備考
若郷漁港	岸壁	-6.0	45	小型船
	〃	-4.5	51	小型船
	〃	-3.0	448	小型船
羽伏漁港	岸壁	-7.5	155	5,000 t 級
	〃	-3.0	295	小型船
野伏漁港	岸壁	-7.5	195	5,000 t 級
	〃	-3.0	380	小型船
小浜漁港	岸壁	-3.0	93	小型船
	物揚場	-2.0	110	小型船

東京都地域防災計画（令和元年度版）

(2) 空港・ヘリポート

ア 新島空港

基本施設	附帯施設
空港敷地面積 18ha 滑走路 800m×25m 駐機場 3スポット	ターミナルビル 駐車場 (62台) [航空保安施設] 対空通信施設 (羽田リモート)、航空灯火施設、航空標識、自家用発電施設、消防車、医療用資器材

東京都地域防災計画（令和元年度版）

【附属資料編】

資料第2 島内の防災関連施設等

○新島村

3 港・空港等

(1) 港

ア 港湾（避難港）

港名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備考
新島港	岸壁	-7.5	300	5,000 t 級
	〃	-6.0	80	500 t 級
	物揚場	-3.0	200	小型船
式根島港	岸壁	-7.5	150	5,000 t 級
	物揚場	-3.0	80	小型船

東京都地域防災計画震災編（令和元年修正）

イ 漁港

港名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備考
若郷漁港	岸壁	-6.0	45	小型船
	〃	-4.5	51	小型船
	〃	-3.0	448	小型船
羽伏漁港	岸壁	-7.5	155	5,000 t 級
	〃	-3.0	295	小型船
野伏漁港	岸壁	-7.5	195	5,000 t 級
	〃	-3.0	380	小型船
小浜漁港	岸壁	-3.0	93	小型船
	物揚場	-2.0	110	小型船

東京都地域防災計画震災編（令和元年修正）

(2) 空港・ヘリポート

ア 新島空港

基本施設	附帯施設
空港敷地面積 18ha 滑走路 800m×25m 駐機場 3スポット	ターミナルビル 駐車場 (62台) [航空保安施設] 対空通信施設 (羽田リモート)、航空灯火施設、航空標識、自家用発電施設、消防車、医療用資器材

東京都地域防災計画震災編（令和元年修正）

修正前 (令和2年10月) 附-9	修正後 (令和5年9月) 附-9																																																																								
<p><b>【附属資料編】</b></p> <p>資料第2 島内の防災関連施設等</p> <p>○神津島村</p> <p><b>3 港・空港等</b></p> <p>(1) 港</p> <p>ア 港湾 (避難港)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>港名</th> <th>区分</th> <th>水深 (m)</th> <th>延長 (m)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">神津島港</td> <td>岸壁</td> <td>-7.5</td> <td>440</td> <td>5,000 t 級</td> </tr> <tr> <td>物揚場</td> <td>-2.0~-3.0</td> <td>617</td> <td>小型船</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">東京都地域防災計画 (令和元年度版)</p> <p>イ 漁港</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>港名</th> <th>区分</th> <th>水深 (m)</th> <th>延長 (m)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">三浦漁港</td> <td>岸壁</td> <td>-7.5</td> <td>155</td> <td>5,000 t 級</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>-5.0</td> <td>150</td> <td>500 t 級</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>-3.0</td> <td>766</td> <td>小型船</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">東京都地域防災計画 (令和元年度版)</p> <p>(2) 空港・ヘリポート</p> <p>ア 神津島空港</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本施設</th> <th>附帯施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     空港敷地面積 26ha                      滑走路 800m×25m                      駐機場 3スポット                 </td> <td>                     ターミナルビル                      駐車場 (44台)                      [航空保安施設]                      対空通信施設 (羽田リモート)、航空灯火施設、航空標識、自家用                      発電施設、消防車、医療用資器材                 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">東京都地域防災計画 (令和元年度版)</p>	港名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備考	神津島港	岸壁	-7.5	440	5,000 t 級	物揚場	-2.0~-3.0	617	小型船	港名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備考	三浦漁港	岸壁	-7.5	155	5,000 t 級	〃	-5.0	150	500 t 級	〃	-3.0	766	小型船	基本施設	附帯施設	空港敷地面積 26ha 滑走路 800m×25m 駐機場 3スポット	ターミナルビル 駐車場 (44台) [航空保安施設] 対空通信施設 (羽田リモート)、航空灯火施設、航空標識、自家用 発電施設、消防車、医療用資器材	<p><b>【附属資料編】</b></p> <p>資料第2 島内の防災関連施設等</p> <p>○神津島村</p> <p><b>3 港・空港等</b></p> <p>(1) 港</p> <p>ア 港湾 (避難港)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>港名</th> <th>区分</th> <th>水深 (m)</th> <th>延長 (m)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">神津島港</td> <td>岸壁</td> <td>-7.5</td> <td>440</td> <td>5,000 t 級</td> </tr> <tr> <td>物揚場</td> <td>-2.0~-3.0</td> <td>617</td> <td>小型船</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">東京都地域防災計画震災編 (令和元年修正)</p> <p>イ 漁港</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>港名</th> <th>区分</th> <th>水深 (m)</th> <th>延長 (m)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">三浦漁港</td> <td>岸壁</td> <td>-7.5</td> <td>155</td> <td>5,000 t 級</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>-5.0</td> <td>150</td> <td>500 t 級</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>-3.0</td> <td>766</td> <td>小型船</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">東京都地域防災計画震災編 (令和元年修正)</p> <p>(2) 空港・ヘリポート</p> <p>ア 神津島空港</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本施設</th> <th>附帯施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     空港敷地面積 26ha                      滑走路 800m×25m                      駐機場 3スポット                 </td> <td>                     ターミナルビル                      駐車場 (44台)                      [航空保安施設]                      対空通信施設 (羽田リモート)、航空灯火施設、航空標識、自家用                      発電施設、消防車、医療用資器材                 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">東京都地域防災計画震災編 (令和元年修正)</p>	港名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備考	神津島港	岸壁	-7.5	440	5,000 t 級	物揚場	-2.0~-3.0	617	小型船	港名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備考	三浦漁港	岸壁	-7.5	155	5,000 t 級	〃	-5.0	150	500 t 級	〃	-3.0	766	小型船	基本施設	附帯施設	空港敷地面積 26ha 滑走路 800m×25m 駐機場 3スポット	ターミナルビル 駐車場 (44台) [航空保安施設] 対空通信施設 (羽田リモート)、航空灯火施設、航空標識、自家用 発電施設、消防車、医療用資器材
港名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備考																																																																					
神津島港	岸壁	-7.5	440	5,000 t 級																																																																					
	物揚場	-2.0~-3.0	617	小型船																																																																					
港名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備考																																																																					
三浦漁港	岸壁	-7.5	155	5,000 t 級																																																																					
	〃	-5.0	150	500 t 級																																																																					
	〃	-3.0	766	小型船																																																																					
基本施設	附帯施設																																																																								
空港敷地面積 26ha 滑走路 800m×25m 駐機場 3スポット	ターミナルビル 駐車場 (44台) [航空保安施設] 対空通信施設 (羽田リモート)、航空灯火施設、航空標識、自家用 発電施設、消防車、医療用資器材																																																																								
港名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備考																																																																					
神津島港	岸壁	-7.5	440	5,000 t 級																																																																					
	物揚場	-2.0~-3.0	617	小型船																																																																					
港名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備考																																																																					
三浦漁港	岸壁	-7.5	155	5,000 t 級																																																																					
	〃	-5.0	150	500 t 級																																																																					
	〃	-3.0	766	小型船																																																																					
基本施設	附帯施設																																																																								
空港敷地面積 26ha 滑走路 800m×25m 駐機場 3スポット	ターミナルビル 駐車場 (44台) [航空保安施設] 対空通信施設 (羽田リモート)、航空灯火施設、航空標識、自家用 発電施設、消防車、医療用資器材																																																																								
修正前 (令和2年10月) 附-13	修正後 (令和5年9月) 附-13																																																																								
<p>○利島村</p> <p><b>3 港・空港等</b></p> <p>(1) 港</p> <p>ア 港湾 (避難港)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>港名</th> <th>区分</th> <th>水深 (m)</th> <th>延長 (m)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">利島港</td> <td>岸壁</td> <td>-7.5</td> <td>450</td> <td>5,000 t 級</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>-6.0</td> <td>80</td> <td>500 t 級</td> </tr> <tr> <td>物揚場</td> <td>-3.0</td> <td>137</td> <td>小型船</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">東京都地域防災計画 (令和元年度版)</p>	港名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備考	利島港	岸壁	-7.5	450	5,000 t 級	〃	-6.0	80	500 t 級	物揚場	-3.0	137	小型船	<p>○利島村</p> <p><b>3 港・空港等</b></p> <p>(1) 港</p> <p>ア 港湾 (避難港)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>港名</th> <th>区分</th> <th>水深 (m)</th> <th>延長 (m)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">利島港</td> <td>岸壁</td> <td>-7.5</td> <td>450</td> <td>5,000 t 級</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>-6.0</td> <td>80</td> <td>500 t 級</td> </tr> <tr> <td>物揚場</td> <td>-3.0</td> <td>137</td> <td>小型船</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">東京都地域防災計画震災編 (令和元年修正)</p>	港名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備考	利島港	岸壁	-7.5	450	5,000 t 級	〃	-6.0	80	500 t 級	物揚場	-3.0	137	小型船																																				
港名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備考																																																																					
利島港	岸壁	-7.5	450	5,000 t 級																																																																					
	〃	-6.0	80	500 t 級																																																																					
	物揚場	-3.0	137	小型船																																																																					
港名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備考																																																																					
利島港	岸壁	-7.5	450	5,000 t 級																																																																					
	〃	-6.0	80	500 t 級																																																																					
	物揚場	-3.0	137	小型船																																																																					

【附属資料編】

【附属資料編】

資料第3 東京港係留施設

資料第3 東京港係留施設

ふ 頭 名	水 深	対象船舶 (DWT)	バース	
	(m)		数	延長 (m)
竹芝ふ頭	-7.5	5,000	3	465
日の出ふ頭	-6.7	3,000	6	564
芝浦ふ頭	-7.5	5,000	6	780
	-5.5	2,000	1	165
品川ふ頭	-8.0～	6,000～ 15,000	9	1,600
	-10.0			
晴海ふ頭	-10.0	20,000 GT	2	456
	-10.0	15,000	1	190
	-9.0	10,000	1	124
月島ふ頭	-7.5	5,000	2	266
大井コンテナふ頭	-15.0	50,000	7	2,354
大井水産物ふ頭	-12.0	30,000	2	450
大井食品ふ頭	-12.0	30,000	1	230
	-11.0	15,000	2	380
大井建材ふ頭	-5.0	1,000	4	280
10号地ふ頭	-7.5	5,000	11	1,500
	-5.0	1,000	13	920
フェリーふ頭	-7.5	6,000 ～16,000 GT	4	876
	～-8.5			
10号地その1多目的ふ頭	-7.5	5,000 GT	1	180
お台場ライナーふ頭	-10.0	15,000	9	1,800
青海コンテナふ頭	-15.0	50,000	3	1,050
	-13.0	35,000	2	520
有明ふ頭	-5.0	1,000	10	750
若洲内貿ふ頭	-11.0	15,000	1	190
15号地木材ふ頭	-12.0	25,000	3	720
若洲建材ふ頭	-5.5	2,000	4	370
辰巳ふ頭	-5.0	1,000	13	1,040
城南島建設発生土ふ頭	-7.5	5,000	1	160
中央防波堤内側ばら物ふ頭	-12.0	30,000	1	240
中央防波堤内側内貿ふ頭	-9.0	12,000 GT	2	460
中央防波堤内側建設発生土ふ頭	-7.5	5,000	1	130
中央防波堤外側コンテナふ頭	-16.0	150,000	1	400
	-11.0	20,000	1	230

令和元年12月現在

ふ 頭 名	水 深	対象船舶 (DWT)	バース	
	(m)		数	延長 (m)
竹芝ふ頭	-7.5	5,000	3	465
日の出ふ頭	-6.7	3,000	6	564
芝浦ふ頭	-7.5	5,000	6	780
	-5.5	2,000	1	165
品川ふ頭	-8.0～	6,000～ 15,000	9	1,600
	-10.0			
晴海ふ頭	-10.0	20,000 GT	2	456
	-10.0	15,000	1	190
	-9.0	10,000	1	124
月島ふ頭	-7.5	5,000	2	266
大井コンテナふ頭	-15.0	50,000	7	2,354
大井水産物ふ頭	-12.0	30,000	2	450
大井食品ふ頭	-12.0	30,000	1	230
	-11.0	15,000	2	380
大井建材ふ頭	-5.0	1,000	4	280
10号地ふ頭	-7.5	5,000	11	1,500
	-5.0	1,000	13	920
フェリーふ頭	-7.5	6,000 ～16,000 GT	4	876
	～-8.5			
10号地その1多目的ふ頭	-7.5	5,000 GT	1	180
お台場ライナーふ頭	-10.0	15,000	9	1,800
青海コンテナふ頭	-15.0	50,000	3	1,050
	-13.0	35,000	2	520
有明ふ頭	-5.0	1,000	10	750
若洲内貿ふ頭	-11.0	15,000	1	190
15号地木材ふ頭	-12.0	25,000	3	720
若洲建材ふ頭	-5.5	2,000	4	370
辰巳ふ頭	-5.0	1,000	13	1,040
城南島建設発生土ふ頭	-7.5	5,000	1	160
中央防波堤内側ばら物ふ頭	-12.0	30,000	1	240
中央防波堤内側内貿ふ頭	-9.0	12,000 GT	2	460
中央防波堤内側建設発生土ふ頭	-7.5	5,000	1	130
中央防波堤外側コンテナふ頭	-16.0	150,000	1	400
	-11.0	20,000	1	230

東京都地域防災計画震災編（令和元年修正）

【附属資料編】

【附属資料編】

資料第4 移送手段

資料第4 移送手段

2 船舶

2 船舶

(4) 第三管区海上保安本部

(4) 第三管区海上保安本部

所 属	船 種	船 名	総トン数	全 長 (m)	幅 (m)	
東京海上保安部 (所在地) 東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎 ☎03-5564-2021 ☎03-5564-4999	巡視艇	まつなみ	165	35	8.0	
		ゆりかぜ	23	20	4.3	
		はやかぜ				
		ゆめかぜ				
		いそぎく	26	20	4.5	
		やまぶき				
横浜海上保安部 (所在地) 横浜市中区新港 1-2-1 ☎045-671-4999 ☎045-671-0118	ヘリ搭載型 巡視船	あきつしま	6,500	150	17.0	
	巡視船	おおすみ	3,100	105	15.0	
		いず	1,500	110	15.0	
		ぶこう	1500	96	11.5	
	巡視艇	消防船	ひりゆう	280	35	12.2
		はまなみ	110	35	6.3	
						はまぐも
		いそづき	64	27	5.6	
		きりかぜ	23	20	4.3	
		はまかぜ				
		のげかぜ	26	20	4.5	
		やまゆり				
		しおかぜ	23	20	4.3	
		たまかぜ	26	20	4.5	
下田海上保安部 (所在地) 静岡県下田市 3-18-23 ☎0558-23-0118 ☎0558-22-4999		巡視船	しきね	1300	89	11.0
	かの		335	56	8.5	
	巡視艇	いずなみ	100	32	6.5	

令和元年12月現在

第三管区海上保安本部  
(所在地) 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎  
☎045-211-1118 (代表)  
☎045-211-0774 (運用司令センター)

所 属	船 種	船 名	総トン数	全 長 (m)	幅 (m)	
東京海上保安部 (所在地) 東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎 ☎03-5564-2021 ☎03-5564-4999	巡視艇	まつなみ	165	35	8.0	
		ゆりかぜ	26	20	4.5	
		いそぎく				
		やまぶき				
		ゆめかぜ	23	20	4.3	
		はやかぜ				19
横浜海上保安部 (所在地) 横浜市中区新港 1-2-1 ☎045-671-0118 ☎045-671-4999	ヘリ搭載型 巡視船	あきつしま	6,500	150	17.0	
	巡視船	さがみ	3,100	105	15.0	
		いず	3,500	110	15.0	
		ぶこう	1500	96	11.5	
	巡視艇	消防船	ひりゆう	280	35	12.2
		はまなみ	110	35	6.3	
						はまぐも
		いそづき	64	27	5.6	
		きりかぜ	26	20	4.5	
		のげかぜ				
		やまゆり	23	20	4.3	
		はまかぜ				
		しきね	1300	89	11.0	
		かの				335
巡視艇		いずなみ	100	32	6.5	

令和4年10月現在

第三管区海上保安本部  
(所在地) 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎  
☎045-211-1118 (代表)  
☎045-211-0774 (運用司令センター)

（5）海上自衛隊（横須賀）

船種	船名	基準排水量 (トン)	全長 (m)	最大幅 (m)	喫水 (m)
護衛艦	いずも	19,950	248.0	38.0	7.2
	きりしま	7,250	161.0	21.0	6.2
	てるづき	5,050	151.0	18.3	5.4
	たかなみ	4,650	151.0	17.4	5.3
	おおなみ				
	むらさめ	4,550	151.0	17.4	5.2
	いかづち				
	やまぎり	3,500	137.0	14.6	4.5
	ゆうぎり				
	あまぎり				
掃海母艦	うらが	5,650	141.0	22.0	5.4
掃海艦	あわじ	690	67.0	11.0	2.7
掃海艇	えのしま	570	60.0	10.1	2.4
	ちちじま				
	はつしま				
海洋観測艦	しょうなん	2,950	103.0	16.4	4.5
	にちなん	3,350	111.0	17.0	4.5
	わかさ	2,050	97.0	15.0	4.2
砕氷艦	しらせ	12,500	138.0	28.0	9.2
潜水艦救難母艦	ちよだ	5,600	128.0	20.0	4.6
試験艦	あすか	4,250	151.0	17.3	5.0
補給艦	ときわ	8,100	167.0	22.0	8.1
輸送艇	輸送艇2号	420	52.0	8.7	1.6
多用途支援艦	えんしゅう	980	65.0	12.0	3.5
特務艇	はしだて	400	62.0	9.4	2.0

令和元年12月現在

（5）海上自衛隊（横須賀）

船種	船名	基準排水量 (トン)	全長 (m)	最大幅 (m)	喫水 (m)
護衛艦	いずも	19,950	248.0	38.0	7.2
	まや	8,200	170.0	21.0	6.2
	きりしま	7,250	161.0	21.0	6.2
	てるづき	5,050	151.0	18.3	5.4
	たかなみ	4,650	151.0	17.4	5.3
	おおなみ				
	むらさめ	4,550	151.0	17.4	5.2
	いかづち				
	もがみ	3,900	133.0	16.3	4.7
	くまの				
	やまぎり	3,500	137.0	14.6	4.5
	ゆうぎり				
	あまぎり				
掃海母艦	うらが	5,650	141.0	22.0	5.4
掃海艦	あわじ	690	67.0	11.0	2.7
	ひらど				
掃海艇	えのしま	570	60.0	10.1	2.4
	ちちじま				
	はつしま				
海洋観測艦	しょうなん	2,950	103.0	16.4	4.5
	にちなん	3,350	111.0	17.0	4.5
	わかさ	2,050	97.0	15.0	4.2
砕氷艦	しらせ	12,500	138.0	28.0	9.2
潜水艦救難母艦	ちよだ	5,600	128.0	20.0	4.6
試験艦	あすか	4,250	151.0	17.3	5.0
補給艦	ときわ	8,100	167.0	22.0	8.1
輸送艇	輸送艇2号	420	52.0	8.7	1.6
多用途支援艦	えんしゅう	980	65.0	12.0	3.5
特務艇	はしだて	400	62.0	9.4	2.0

令和4年11月現在



3 航空機

(1) 東京消防庁

機体名		ひばり	ゆりかもめ	こうのとり はくちょう	ちどり	かもめ つばめ おおたか
項目						
機体	型式	ユーロコプター式 AS332L1型	ユーロコプター式 EC225LP型	ユーロコプター式/ エアバスヘリコプター式 EC225LP型	アグスタエストラント式 AW139型	ユーロコプター式 AS365N3型
性能	全備重量	8,600kg	11,000kg	11,000kg	6,800kg	4,300kg
	巡航速度	252km/h	262km/h	262km/h	259km/h	269km/h
	航続時間	5時間54分	4時間33分	4時間37分	5時間13分	4時間06分
	航続距離	1,105km	937km	946km	1,061km	792km
	座席数 (乗員含む。)	23座席	23座席	22座席	16座席	14座席 (おおたか：13 席)
	エンジン	ターボメカ式 1,877馬力×2基	ターボメカ式 2,358馬力×2基	ターボメカ式 2,382馬力×2基	プラット・アンド・ ホイットニー・カナダ式 1,872馬力×2基	ターボメカ式 977馬力×2基
使用燃料	航空用ジェットA-1					
装備品等	消火装置 (容量)	胴体下部取付式 2,000L	胴体下部取付式 2,500L		胴体下部取付式 1,893L	胴体下部取付式 900L
	ホイスト装置 (最大つり 上げ重量)	272kg				
	スリング (最大つり 下げ重量)	3,000kg	3,800kg		2,200kg	1,600kg

令和元年12月現在

3 航空機

(1) 東京消防庁

機体名		ひばり	ゆりかもめ	こうのとり はくちょう	ちどり	かもめ つばめ おおたか
項目						
機体	型式	レオナルド式 AS332L1型	ユーロコプター式 EC225LP型	ユーロコプター式/ エアバスヘリコプター式 EC225LP型	アグスタエストラント式 AW139型	ユーロコプター式 AS365N3型
性能	全備重量	8,600kg	11,000kg	11,000kg	6,800kg	4,300kg
	巡航速度	235km/h	262km/h	262km/h	259km/h	269km/h
	航続時間	6時間11分	4時間33分	4時間37分	5時間13分	4時間06分
	航続距離	1,206km	937km	946km	1,061km	792km
	座席数 (乗員含む。)	21座席	23座席	22座席	16座席	14座席 (おおたか：13 席)
	エンジン	ゼネラル・エレクト リック式 2,104馬力×2基	ターボメカ式 2,358馬力×2基	ターボメカ式 2,382馬力×2基	プラット・アンド・ ホイットニー・カナダ式 1,872馬力×2基	ターボメカ式 977馬力×2基
使用燃料	航空用ジェットA-1					
装備品等	消火装置 (容量)	胴体下部吊下げ式 2,000L	胴体下部取付式 2,500L		胴体下部取付式 1,893L	胴体下部取付式 900L
	ホイスト装置 (最大つり 上げ重量)	272kg				
	スリング (最大つり 下げ重量)	2,800kg	3,800kg		2,200kg	1,600kg

令和4年11月現在

(2) 警視庁

区分	はやぶさ				おおとり								おおぞら	
	1号	2号	3号	4号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	1号	2号
巡航速度	280 km/h	257 km/h	280 km/h	285 km/h	271 km/h	290 km/h		271 km/h	290 km/h	226 km/h		未定	272 km/h	
航続時間	3:00	3:30	3:00	3:00	4:30	5:10		4:30	5:10	3:30			4:00	
有効搭載量	1019 kg	1012 kg	1019 kg	855 kg	1642 kg	2132 kg		1642 kg	2132 kg	1801 kg	1815 kg		4218 kg	
座席数	8席	8席			14席		17席	14席		13席		21席		
離着陸面積	江東飛行センター（駐機スポット38）				立川飛行センター100m×60m（駐機スポット10）									
使用燃料	航空用ジェットA-1													
耐風性	15.3 m/s	15.3 m/s			18 m/s	23 m/s		18 m/s	23 m/s	18 m/s		未定	18 m/s	
最小視程	通常は5km以上、緊急時は1.5km以上													
最低雲高	300m以上													
夜間飛行	法に定められた地上設備を有する場所であれば離着陸可能													
山間部飛行	視程、風速等気象上の制約がなければ上昇性能、停止飛行可能範囲で可能													
テレビカメラ搭載装置	○				-		○		-					
救助用吊上装置	-	230kg	-	272kg										
吊下装置（カーゴフック）	-	1300kg	-	1000kg	1600kg	-	2200kg	-				3600kg		
担架装置（リッターキット）	-	1人	-	1人	-		1人	-				3人		
投光機（サーチライト）	○	○								-		○		
拡声器（スピーカー）	○	○				-					○			
地震判読システム搭載用装置	○	-	○	-	○	-	○	-						
備考	1 飛行速度、航続時間、搭載量等の性能は、各項目単独の性能であり、燃料や積載重量、外気温度等により飛行性能は制限される。 2 性能はいずれも標準大気15℃を基準としており、温度が上昇すれば効率は低下する。													

令和2年1月現在

(2) 警視庁

区分	はやぶさ				おおとり								おおぞら	
	1号	2号	3号	4号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	1号	2号
巡航速度	280 km/h	257 km/h	280 km/h	285 km/h	271 km/h	290 km/h		271 km/h	290 km/h	226 km/h		262 km/h	240 km/h	
航続時間	3:00	3:10	3:00	3:10	3:55	4:15		3:55	4:10	4:20		4:55	4:40	
有効搭載量	1,019 kg	1,012 kg	1,019 kg	855 kg	1,712 kg	2,132 kg		1,667 kg	1,846 kg	1,801 kg	1,870 kg	2,666 kg	4,097 kg	
座席数	8席				14席		17席		14席	13席		22席		
離着陸面積	江東飛行センター（駐機スポット38）				立川飛行センター100m×60m（駐機スポット10）									
使用燃料	航空用ジェットA-1													
耐風性	20 m/s	26 m/s	20 m/s	18 m/s	26 m/s		18 m/s	25 m/s	18 m/s	18 m/s		35 m/s	28 m/s	
最小視程	通常は5km以上、緊急時は1.5km以上													
最低雲高	300m以上													
夜間飛行	法に定められた地上設備を有する場所であれば離着陸可能													
山間部飛行	視程、風速等気象上の制約がなければ上昇性能、停止飛行可能範囲で可能													
テレビカメラ搭載装置	○				-		○		-					
救助用吊上装置	-	230kg	-	272kg								272kg		
吊上装置（カーゴフック）	-	1,300kg	-	1,000kg	1,600kg	-	2,200kg	-				3,800kg		
担架装置（リッターキット）	-	1人	-	1人	-		1人	-				3人		
投光機（サーチライト）	○													
拡声器（スピーカー）	○				-					-	○			
地震判読システム搭載用装置	-				○	-		○	-					
備考	1 飛行速度、航続時間、搭載量等の性能は、各項目単独の性能であり、燃料や積載重量、外気温度等により飛行性能は制限される。 2 性能はいずれも標準大気15℃を基準としており、温度が上昇すれば効率は低下する。													

令和5年4月現在

(3) 第三管区海上保安本部

(3) 第三管区海上保安本部

ア 機種・型式

ア 機種・型式

所 属	機 種	機番号	型 式 (略 称)
羽田航空基地 (所在地) 東京都大田区 羽田空港1-12-1 ☎ 03-3747-1118	中型回転翼航空機	MH 691	ユーロコプター式 EC225LP型 (スーパーピューマ225)
		MH 692	
		MH 689	
		MH 690	
巡視船「あきつしま」搭載機			
巡視船「 <u>おおすみ</u> 」搭載機	中型回転翼航空機	MH912	シコルスキー式 S-76D型 (シコルスキー76D)

所 属	機 種	機番号	型 式 (略 称)
羽田航空基地 (所在地) 東京都大田区 羽田空港1-12-1 ☎ 03-3747-1118	中型回転翼航空機	MH 691	エアバス・ヘリコプターズ 式 EC225LP型 (スーパーピューマ225)
		MH 692	
		MH 689	
		MH 690	
巡視船「あきつしま」搭載機			
巡視船「 <u>さがみ</u> 」搭載機	中型回転翼航空機	MH912	シコルスキー式 S-76D型 (シコルスキー76D)

イ 性能

イ 性能

区 分	巡行速度 (kt)	搭載能力			使 用 燃 料	
		人	物 資 (Kg)	物資最大容積 高さ×幅×奥行き (cm)		
回 転 翼	スーパーピューマ 225	150	21	1355	129×119×168	ジェットA-1
	シコルスキー76D	145	14	235	125×70×175	ジェットA-1

区 分	巡行速度 (kt)	搭載能力			使 用 燃 料	
		人	物 資 (Kg)	物資最大容積 高さ×幅×奥行き (cm)		
回 転 翼	スーパーピューマ 225	150	21	1355	129×119×168	ジェットA-1
	シコルスキー76D	145	14	96	125×70×175	ジェットA-1

- ※1 搭載能力は、人又は物資のいずれか一つの場合の基準を示す。
- ※2 物資最大容積は、航空機に搬入可能な1個あたりの最大容積をいう。
- ※3 気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等によっては、基準以下となる。
- ※4 搭載能力の人は、乗組員を含めた人数を示す。

- ※1 搭載能力は、人又は物資のいずれか一つの場合の基準を示す。
- ※2 物資最大容積は、航空機に搬入可能な1個あたりの最大容積をいう。
- ※3 気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等によっては、基準以下となる。
- ※4 搭載能力の人は、乗組員を含めた人数を示す。

令和2年1月現在

令和4年10月現在

（4）陸上自衛隊・航空自衛隊

機 能 機 種	性 能					飛行制限		装 備 部 隊	
	巡航速度 km/h	航続時間h 又は航続距 Km	搭載能力: 人 (物資:kg)	離着陸場所 要面積 長さ×巾m	使用燃料	最小視程 km	最低雲高 m		
回転翼機 (ヘリコプター)	UH1H (中型ヘリ)	215	420Km	2+11	40×40	JP-4	5.0 VMC基準	300 VMC基準	陸 上 自 衛 隊
	UH1J (中型ヘリ)	216	370Km	2+11	40×40	〃	〃	〃	
	CH47J (大型ヘリ)	267	537Km	3+55	100×100	〃	〃	〃	
	CH47JA (大型ヘリ)	257	1,037Km	3+55	100×100	〃	〃	〃	
	CH-47 (大 型)	270	2.0	48	100×100	JP-4A	〃	〃	
	CH47J (大型ヘリ)	257	1,111Km	3+55	100×100	〃	〃	〃	航 空 自 衛 隊
	UH-60J (中 型)	243	463Km	2+0	100×100	〃	〃	〃	

令和2年1月現在

（4）陸上自衛隊・航空自衛隊

機 能 機 種	性 能					飛行制限		装 備 部 隊	
	巡航速度 km/h	航続時間h 又は航続距 Km	搭載能力: 人 (物資:kg)	離着陸場所 要面積 長さ×巾m	使用燃料	最小視程 km	最低雲高 m		
回転翼機 (ヘリコプター)	UH1H (中型ヘリ)	215	420Km	2+11	40×40	JP-4	5.0 VMC基準	300 VMC基準	陸 上 自 衛 隊
	UH1J (中型ヘリ)	216	370Km	2+11	40×40	〃	〃	〃	
	CH47J (大型ヘリ)	267	537Km	3+55	100×100	〃	〃	〃	
	CH47JA (大型ヘリ)	257	1,037Km	3+55	100×100	〃	〃	〃	
	CH-47 (大 型)	270	2.0	48	100×100	JP-4A	〃	〃	
	CH47J (大型ヘリ)	257	1,111Km	3+55	100×100	Jet A-1+	〃	〃	航 空 自 衛 隊
	UH-60J (中 型)	243	463Km	2+0	100×100	〃	〃	〃	

令和5年9月現在

【附属資料編】

【附属資料編】

資料第5 関係機関連絡先

資料第5 関係機関連絡先

1 官公署

1 官公署

名称	所在地	電話
新島村役場	新島村本村1-1-1	04992-5-0240
式根島支所	新島村式根島255-1	04992-7-0444
神津島村役場	神津島村904	04992-8-0011
新島警察署	新島村本村3-13-4	04992-5-0381
神津島南駐在所	神津島村1091	04992-8-0037
神津島北駐在所	神津島村125	04992-8-0033
利島村役場	利島村248	04992-9-0011
利島村駐在所	利島村315	04992-9-0009
大島支庁新島出張所	新島村本村6-4-24	04992-5-0281
大島支庁神津島出張所	神津島村1204	04992-8-0311

令和元年12月現在

名称	所在地	電話
新島村役場	新島村本村1-1-1	04992-5-0240
式根島支所	新島村式根島255-1	04992-7-0004
神津島村役場	神津島村904	04992-8-0011
新島警察署	新島村本村3-13-4	04992-5-0381
神津島南駐在所	神津島村1091	04992-8-0037
神津島北駐在所	神津島村125	04992-8-0033
利島村役場	利島村248	04992-9-0011
利島村駐在所	利島村315	04992-9-0009
大島支庁新島出張所	新島村本村6-4-24	04992-5-0281
大島支庁神津島出張所	神津島村1204	04992-8-0311

令和5年2月現在

2 医療機関

2 医療機関

名称	所在地	電話番号
本村診療所	新島村本村4-10-3	04992-5-0083
若郷診療所	新島村5新島村若郷1	04992-5-0185
式根島診療所	新島村式根島311-1	04992-7-0019
神津島村診療所	神津島村1009-1	04992-8-1121
利島村診療所	利島村105	04992-9-0016

令和元年12月現在

名称	所在地	電話番号
本村診療所	新島村本村4-10-3	04992-5-0083
若郷診療所	新島村若郷1-5	04992-5-0185
式根島診療所	新島村式根島311-1	04992-7-0019
神津島村診療所	神津島村1009-1	04992-8-1121
利島村診療所	利島村105	04992-9-0016

令和5年2月現在

3 学校等

3 学校等

(1) 保育園

(1) 保育園

名称	所在地	電話番号
新島保育園	新島村本村2-1-1	04992-5-0544
式根島保育園	新島村式根島246	04992-7-0135
はまゆう保育園	神津島村902	04992-5-0229
利島保育園	利島村1542	04992-9-0224

令和元年12月現在

名称	所在地	電話番号
新島保育園	新島村本村4-11-14	04992-5-0544
式根島保育園	新島村式根島246	04992-7-0136
はまゆう保育園	神津島村902	04992-5-0229
利島保育園	利島村1542	04992-9-0224

令和5年2月現在

資料第6 広報文例・表示板等例

1 広報文例

○新島村

(3) 避難準備・高齢者等避難開始

- ・こちらは防災にいじまです。
- ・村役場から火山活動に伴う避難準備・高齢者等避難開始についてお知らせします。
- ・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。
- ・このため、[ 対象範囲 ]に避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
- ・[ 対象範囲 ]の住民の皆さんは、いつでも避難できるよう避難準備を進めてください。
- ・避難行動要支援者の皆さんは、[ 避難所名 ]に避難を開始してください。
- ・来島者の皆さんは、島外への退避をお願いします。
- ・避難の準備として、避難場所の確認、非常用持ち出し品の確保、家族との連絡先の確認などを行ってください。
- ・避難支援者の方は、避難の支援をお願いします。
- ・避難対象地域以外でも、火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。

- ・ This is an announcement from the Niijima Village Office.
- ・ We will announce the state of volcanic activity.
- ・ Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [ ] to [ ] so, the Village Office issued “evacuation preparation” and “evacuation of elderly and others that need assistance”.
- ・ Residents of [target area] should proceed evacuation preparation so that you can evacuate at any time.
- ・ For people requiring special help, please start evacuating to [evacuation shelter name].
- ・ Visitors should evacuate from Niijima Island.
- ・ As preparation for evacuation, please confirm the evacuation shelter, secure emergency items to take, and confirm the contact details of family members.
- ・ For evacuation supporters, please start supporting evacuation.
- ・ Those people outside the selected evacuation area, as well, should pay attention to volcanic information issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.

資料第6 広報文例・表示板等例

1 広報文例

○新島村

(3) 高齢者等避難

- ・こちらは防災にいじまです。
- ・村役場から火山活動に伴う高齢者等避難についてお知らせします。
- ・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。
- ・このため、[ 対象範囲 ]に高齢者等避難を発令しました。
- ・[ 対象範囲 ]の住民の皆さんは、いつでも避難できるよう避難準備を進めてください。
- ・避難行動要支援者の皆さんは、[ 避難所名 ]に避難を開始してください。
- ・来島者の皆さんは、島外への退避をお願いします。
- ・避難の準備として、避難場所の確認、非常用持ち出し品の確保、家族との連絡先の確認などを行ってください。
- ・避難支援者の方は、避難の支援をお願いします。
- ・避難対象地域以外でも、火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。

- ・ This is an announcement from the Niijima Village Office.
- ・ We will announce the state of volcanic activity.
- ・ Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [ ] to [ ] so, the Village Office issued “evacuation of elderly and others that need assistance”.
- ・ Residents of [target area] should proceed evacuation preparation so that you can evacuate at any time.
- ・ For people requiring special help, please start evacuating to [evacuation shelter name].
- ・ Visitors should evacuate from Niijima Island.
- ・ As preparation for evacuation, please confirm the evacuation shelter, secure emergency items to take, and confirm the contact details of family members.
- ・ For evacuation supporters, please start supporting evacuation.
- ・ Those people outside the selected evacuation area, as well, should pay attention to volcanic information issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.

修正前（令和2年10月） 附-32	修正後（令和5年9月） 附-32
<p><b>1 広報文例</b></p> <p><b>(4) 島内避難</b></p> <div data-bbox="261 226 1383 768" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらは防災にいじまです。</li> <li>・村役場から火山活動に伴う[避難勧告/指示]についてお知らせします。</li> <li>・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。</li> <li>・このため、[対象範囲]に[避難勧告/指示(緊急)]を発令しました。</li> <li>・[対象範囲]の住民の皆さんは、徒歩で[避難場所の名称]に避難してください。</li> <li>・[避難場所の名称]から、徒歩で[避難先]に避難を行います。</li> <li>・避難にあたっては、原則として自動車の使用を禁止します。</li> <li>・避難に際しては、村、警察、消防、自主防災組織の役員等の指示に従ってください。</li> <li>・避難対象地域以外でも、火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。</li> </ul> </div> <div data-bbox="261 821 1383 1367" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ This is an announcement from the Niijima Village Office.</li> <li>・ We will announce a state of volcanic activity.</li> <li>・ Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [ ] to [ ], so Village Office issued “<u>evacuation recommendation/order</u>” to [target area].</li> <li>・ Residents of [target area] should evacuate to [evacuation site name] on foot.</li> <li>・ We will evacuate to [designated evacuation site name] by the Niijima Village bus.</li> <li>・ It is prohibited to use automobile for evacuation.</li> <li>・ When evacuating, please follow the instruction of the Village, police, firefighters, officials of independent anti-disaster organization etc.</li> <li>・ Those people outside the selected evacuation area, as well, should pay attention to volcanic warning issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.</li> </ul> </div>	<p><b>1 広報文例</b></p> <p><b>(4) 島内避難</b></p> <div data-bbox="1567 226 2689 768" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらは防災にいじまです。</li> <li>・村役場から火山活動に伴う[避難指示]についてお知らせします。</li> <li>・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。</li> <li>・このため、[対象範囲]に[避難指示]を発令しました。</li> <li>・[対象範囲]の住民の皆さんは、徒歩で[避難場所の名称]に避難してください。</li> <li>・[避難場所の名称]から、徒歩で[避難先]に避難を行います。</li> <li>・避難にあたっては、原則として自動車の使用を禁止します。</li> <li>・避難に際しては、村、警察、消防、自主防災組織の役員等の指示に従ってください。</li> <li>・避難対象地域以外でも、火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。</li> </ul> </div> <div data-bbox="1567 821 2689 1367" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ This is an announcement from the Niijima Village Office.</li> <li>・ We will announce a state of volcanic activity.</li> <li>・ Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [ ] to [ ], so Village Office issued “<b>evacuation order</b>” to [target area].</li> <li>・ Residents of [target area] should evacuate to [evacuation site name] on foot.</li> <li>・ We will evacuate to [designated evacuation site name] by the Niijima Village bus.</li> <li>・ It is prohibited to use automobile for evacuation.</li> <li>・ When evacuating, please follow the instruction of the Village, police, firefighters, officials of independent anti-disaster organization etc.</li> <li>・ Those people outside the selected evacuation area, as well, should pay attention to volcanic warning issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.</li> </ul> </div>

修正前（令和2年10月） 附-33	修正後（令和5年9月） 附-33
<p><b>1 広報文例</b></p> <p><b>(5) 島外避難</b></p> <div data-bbox="261 226 1383 688" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらは防災にいじまです。</li> <li>・村役場から火山活動に伴う島外避難についてお知らせします。</li> <li>・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。</li> <li>・このため、全島に島外避難の避難指示（緊急）を発令しました。</li> <li>・住民の皆さんは、徒歩で[ 避難場所名 ]に避難してください。</li> <li>・徒歩で[ 避難港 ]に避難を行います。</li> <li>・避難にあたっては、原則として自動車の使用を禁止します。</li> <li>・避難に際しては、村、警察、消防の役員等の指示に従ってください。</li> </ul> </div> <div data-bbox="261 741 1383 1178" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ This is an announcement from the Nijijima Village Office.</li> <li>・ We will announce a state of volcanic activity.</li> <li>・ Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [ ] to [ ], so Village office issued “evacuation order” for all residents to evacuate outside the island.</li> <li>・ All residents should evacuate to [evacuation site] on foot.</li> <li>・ We will evacuate to [evacuation port] on foot.</li> <li>・ In principle, it is prohibited to use automobile for evacuation.</li> <li>・ When evacuating, please follow the instruction of the Village, police, firefighters, officials of independent anti-disaster organization etc.</li> </ul> </div>	<p><b>1 広報文例</b></p> <p><b>(5) 島外避難</b></p> <div data-bbox="1567 226 2689 688" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらは防災にいじまです。</li> <li>・村役場から火山活動に伴う島外避難についてお知らせします。</li> <li>・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。</li> <li>・このため、全島に島外避難の避難指示を発令しました。</li> <li>・住民の皆さんは、徒歩で[ 避難場所名 ]に避難してください。</li> <li>・徒歩で[ 避難港 ]に避難を行います。</li> <li>・避難にあたっては、原則として自動車の使用を禁止します。</li> <li>・避難に際しては、村、警察、消防の役員等の指示に従ってください。</li> </ul> </div> <div data-bbox="1567 741 2689 1178" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ This is an announcement from the Nijijima Village Office.</li> <li>・ We will announce a state of volcanic activity.</li> <li>・ Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [ ] to [ ], so Village office issued “evacuation order” for all residents to evacuate outside the island.</li> <li>・ All residents should evacuate to [evacuation site] on foot.</li> <li>・ We will evacuate to [evacuation port] on foot.</li> <li>・ In principle, it is prohibited to use automobile for evacuation.</li> <li>・ When evacuating, please follow the instruction of the Village, police, firefighters, officials of independent anti-disaster organization etc.</li> </ul> </div>



修正前（令和2年10月） 附-34	修正後（令和5年9月） 附-34
<p><b>1 広報文例</b></p> <p>○神津島村</p> <p><b>(1) 避難準備・高齢者等避難開始</b></p> <div data-bbox="261 283 1389 871" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらは防災神津島です。</li> <li>・村役場から火山活動に伴う<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>についてお知らせします。</li> <li>・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。</li> <li>・このため、[ 対象範囲 ]に<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令しました。</li> <li>・[ 対象範囲 ]の住民の皆さんは、いつでも避難できるよう避難準備を進めてください。</li> <li>・避難行動要支援者の皆さんは、[ 避難所名 ]に避難を開始してください。</li> <li>・来島者の皆さんは、島外への退避をお願いします。</li> <li>・避難の準備として、避難場所の確認、非常用持ち出し品の確保、家族との連絡先の確認などを行ってください。</li> <li>・避難支援者の方は、避難の支援をお願いします。</li> <li>・避難対象地域以外でも、火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。</li> </ul> </div> <div data-bbox="261 924 1389 1549" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ This is an announcement from the Kozushima Village Office.</li> <li>・ We will announce the state of volcanic activity.</li> <li>・ Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [ ] to [ ] so, the Village Office issued “<u>evacuation preparation</u>” and “<u>evacuation of elderly and others that need assistance</u>”.</li> <li>・ Residents of [target area] should proceed evacuation preparation so that you can evacuate at any time.</li> <li>・ For people requiring special help, please start evacuating to [evacuation shelter name].</li> <li>・ Visitors should evacuate from Kozushima Island.</li> <li>・ As preparation for evacuation, please confirm the evacuation shelter, secure emergency items to take, and confirm the contact details of family members.</li> <li>・ For evacuation supporters, please start supporting evacuation.</li> <li>・ Those people outside the selected evacuation area, as well, should pay attention to volcanic information issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.</li> </ul> </div>	<p><b>1 広報文例</b></p> <p>○神津島村</p> <p><b>(1) 高齢者等避難</b></p> <div data-bbox="1567 283 2694 871" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらは防災神津島です。</li> <li>・村役場から火山活動に伴う<b>高齢者等避難</b>についてお知らせします。</li> <li>・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。</li> <li>・このため、[ 対象範囲 ]に<b>高齢者等避難</b>を発令しました。</li> <li>・[ 対象範囲 ]の住民の皆さんは、いつでも避難できるよう避難準備を進めてください。</li> <li>・避難行動要支援者の皆さんは、[ 避難所名 ]に避難を開始してください。</li> <li>・来島者の皆さんは、島外への退避をお願いします。</li> <li>・避難の準備として、避難場所の確認、非常用持ち出し品の確保、家族との連絡先の確認などを行ってください。</li> <li>・避難支援者の方は、避難の支援をお願いします。</li> <li>・避難対象地域以外でも、火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。</li> </ul> </div> <div data-bbox="1567 924 2694 1549" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ This is an announcement from the Kozushima Village Office.</li> <li>・ We will announce the state of volcanic activity.</li> <li>・ Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [ ] to [ ] so, the Village Office issued “evacuation of elderly and others that need assistance”.</li> <li>・ Residents of [target area] should proceed evacuation preparation so that you can evacuate at any time.</li> <li>・ For people requiring special help, please start evacuating to [evacuation shelter name].</li> <li>・ Visitors should evacuate from Kozushima Island.</li> <li>・ As preparation for evacuation, please confirm the evacuation shelter, secure emergency items to take, and confirm the contact details of family members.</li> <li>・ For evacuation supporters, please start supporting evacuation.</li> <li>・ Those people outside the selected evacuation area, as well, should pay attention to volcanic information issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.</li> </ul> </div>

修正前（令和2年10月） 附-35	修正後（令和5年9月） 附-35
<p>1 広報文例</p> <p>(2) 島内避難</p> <div data-bbox="261 226 1383 768" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらは防災神津島です。</li> <li>・村役場から火山活動に伴う[避難勧告/指示]についてお知らせします。</li> <li>・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。</li> <li>・このため、[対象範囲]に[避難勧告/指示(緊急)]を発令しました。</li> <li>・[対象範囲]の住民の皆さんは、自主防災組織の班ごとに集合し、徒歩で[避難場所の名称]に避難してください。</li> <li>・[避難場所の名称]から、徒歩で[避難先]に避難を行います。</li> <li>・避難にあたっては、原則として自動車の使用を禁止します。</li> <li>・避難に際しては、村、警察、消防、自主防災組織の役員等の指示に従ってください。</li> <li>・避難対象地域以外でも、火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。</li> </ul> </div> <div data-bbox="261 821 1383 1398" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ This is an announcement from the Kozushima Village Office.</li> <li>・ We will announce a state of volcanic activity.</li> <li>・ Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [ ] to [ ], so Village Office issued “<u>evacuation recommendation/order</u>” to [target area].</li> <li>・ Residents of [target area] should gather at their group of independent anti-disaster organization and evacuate to [evacuation site name] on foot.</li> <li>・ We will evacuate to [designated evacuation site name] by the Kozushima Village bus.</li> <li>・ It is prohibited to use automobile for evacuation.</li> <li>・ When evacuating, please follow the instruction of the village, police, firefighters, officials of independent anti-disaster organization etc.</li> <li>・ Those people outside the selected evacuation area, as well, should pay attention to volcanic warning issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.</li> </ul> </div>	<p>1 広報文例</p> <p>(2) 島内避難</p> <div data-bbox="1567 226 2689 768" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらは防災神津島です。</li> <li>・村役場から火山活動に伴う[避難指示]についてお知らせします。</li> <li>・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。</li> <li>・このため、[対象範囲]に[避難指示]を発令しました。</li> <li>・[対象範囲]の住民の皆さんは、自主防災組織の班ごとに集合し、徒歩で[避難場所の名称]に避難してください。</li> <li>・[避難場所の名称]から、徒歩で[避難先]に避難を行います。</li> <li>・避難にあたっては、原則として自動車の使用を禁止します。</li> <li>・避難に際しては、村、警察、消防、自主防災組織の役員等の指示に従ってください。</li> <li>・避難対象地域以外でも、火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。</li> </ul> </div> <div data-bbox="1567 821 2689 1398" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ This is an announcement from the Kozushima Village Office.</li> <li>・ We will announce a state of volcanic activity.</li> <li>・ Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [ ] to [ ], so Village Office issued “<b>evacuation order</b>” to [target area].</li> <li>・ Residents of [target area] should gather at their group of independent anti-disaster organization and evacuate to [evacuation site name] on foot.</li> <li>・ We will evacuate to [designated evacuation site name] by the Kozushima Village bus.</li> <li>・ It is prohibited to use automobile for evacuation.</li> <li>・ When evacuating, please follow the instruction of the village, police, firefighters, officials of independent anti-disaster organization etc.</li> <li>・ Those people outside the selected evacuation area, as well, should pay attention to volcanic warning issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.</li> </ul> </div>

修正前（令和2年10月） 附-36	修正後（令和5年9月） 附-36
<p><b>1 広報文例</b></p> <p><b>(3) 島外避難</b></p> <div data-bbox="261 226 1383 688" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらは防災神津島です。</li> <li>・村役場から火山活動に伴う島外避難についてお知らせします。</li> <li>・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。</li> <li>・このため、全島に島外避難の避難指示（緊急）を発令しました。</li> <li>・住民の皆さんは、自主防災組織の班ごとに集合し、徒歩で[ 避難場所名 ]に避難してください。</li> <li>・徒歩で[ 避難港 ]に避難を行います。</li> <li>・避難にあたっては、原則として自動車の使用を禁止します。</li> <li>・避難に際しては、村、警察、消防、自主防災組織の役員等の指示に従ってください。</li> </ul> </div> <div data-bbox="261 739 1383 1209" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ This is an announcement from the Kozushima Village Office.</li> <li>・ We will announce a state of volcanic activity.</li> <li>・ Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [ ] to [ ], so village office issued “evacuation order” for all residents to evacuate outside the island.</li> <li>・ All residents should gather at their group of independent anti-disaster organization and evacuate to [evacuation site] on foot.</li> <li>・ We will evacuate to [evacuation port] on foot.</li> <li>・ In principle, it is prohibited to use automobile for evacuation.</li> <li>・ When evacuating, please follow the instruction of the village, police, firefighters, officials of independent anti-disaster organization etc.</li> </ul> </div>	<p><b>1 広報文例</b></p> <p><b>(3) 島外避難</b></p> <div data-bbox="1567 226 2689 688" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらは防災神津島です。</li> <li>・村役場から火山活動に伴う島外避難についてお知らせします。</li> <li>・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。</li> <li>・このため、全島に島外避難の避難指示を発令しました。</li> <li>・住民の皆さんは、自主防災組織の班ごとに集合し、徒歩で[ 避難場所名 ]に避難してください。</li> <li>・徒歩で[ 避難港 ]に避難を行います。</li> <li>・避難にあたっては、原則として自動車の使用を禁止します。</li> <li>・避難に際しては、村、警察、消防、自主防災組織の役員等の指示に従ってください。</li> </ul> </div> <div data-bbox="1567 739 2689 1209" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ This is an announcement from the Kozushima Village Office.</li> <li>・ We will announce a state of volcanic activity.</li> <li>・ Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [ ] to [ ], so village office issued “evacuation order” for all residents to evacuate outside the island.</li> <li>・ All residents should gather at their group of independent anti-disaster organization and evacuate to [evacuation site] on foot.</li> <li>・ We will evacuate to [evacuation port] on foot.</li> <li>・ In principle, it is prohibited to use automobile for evacuation.</li> <li>・ When evacuating, please follow the instruction of the village, police, firefighters, officials of independent anti-disaster organization etc.</li> </ul> </div>

1 広報文例

○利島村

(1) 避難準備・高齢者等避難開始

- ・こちらは利島村防災行政無線です。
- ・村役場から火山活動に伴う避難準備・高齢者等避難開始についてお知らせします。
- ・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。
- ・このため、[ 対象範囲 ]に避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
- ・[ 対象範囲 ]の住民の皆さんは、いつでも避難できるよう避難準備を進めてください。
- ・避難行動要支援者の皆さんは、[ 避難所名 ]に避難を開始してください。
- ・来島者の皆さんは、島外への退避をお願いします。
- ・避難の準備として、避難場所の確認、非常持ち出し品の確保、家族との連絡先の確認などを行ってください。
- ・避難支援者の方は、避難の支援をお願いします。
- ・避難対象地域以外でも、火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。

- ・ This is an announcement from the Toshima Village Office.
- ・ We will announce the state of volcanic activity.
- ・ Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [ ] to [ ] so, the Village Office issued “evacuation preparation” and “evacuation of elderly and others that need assistance”.
- ・ Residents of [target area] should proceed evacuation preparation so that you can evacuate at any time.
- ・ For people requiring special help, please start evacuating to [evacuation shelter name].
- ・ Visitors should evacuate from Toshima Island.
- ・ As preparation for evacuation, please confirm the evacuation shelter, secure emergency items to take, and confirm the contact details of family members.
- ・ For evacuation supporters, please start supporting evacuation.
- ・ Those people outside the selected evacuation area, as well, should pay attention to volcanic information issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.

1 広報文例

○利島村

(1) 高齢者等避難

- ・こちらは利島村防災行政無線です。
- ・村役場から火山活動に伴う高齢者等避難についてお知らせします。
- ・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。
- ・このため、[ 対象範囲 ]に高齢者等避難を発令しました。
- ・[ 対象範囲 ]の住民の皆さんは、いつでも避難できるよう避難準備を進めてください。
- ・避難行動要支援者の皆さんは、[ 避難所名 ]に避難を開始してください。
- ・来島者の皆さんは、島外への退避をお願いします。
- ・避難の準備として、避難場所の確認、非常持ち出し品の確保、家族との連絡先の確認などを行ってください。
- ・避難支援者の方は、避難の支援をお願いします。
- ・避難対象地域以外でも、火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。

- ・ This is an announcement from the Toshima Village Office.
- ・ We will announce the state of volcanic activity.
- ・ Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [ ] to [ ] so, the Village Office issued “evacuation of elderly and others that need assistance”.
- ・ Residents of [target area] should proceed evacuation preparation so that you can evacuate at any time.
- ・ For people requiring special help, please start evacuating to [evacuation shelter name].
- ・ Visitors should evacuate from Toshima Island.
- ・ As preparation for evacuation, please confirm the evacuation shelter, secure emergency items to take, and confirm the contact details of family members.
- ・ For evacuation supporters, please start supporting evacuation.
- ・ Those people outside the selected evacuation area, as well, should pay attention to volcanic information issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.

修正前（令和2年10月） 附-38	修正後（令和5年9月） 附-38
<p><b>1 広報文例</b></p> <p><b>(2) 島内避難</b></p> <div data-bbox="261 226 1383 768" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらは利島村防災行政無線です。</li> <li>・村役場から火山活動に伴う[避難勧告/指示]についてお知らせします。</li> <li>・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。</li> <li>・このため、[対象範囲]に[避難勧告/指示(緊急)]を発令しました。</li> <li>・[対象範囲]の住民の皆さんは、自主防災組織の班ごとに集合し、徒歩で[避難場所の名称]に避難してください。</li> <li>・避難にあたっては、原則として自動車の使用を禁止します。</li> <li>・避難に際しては、村、警察、消防、自主防災組織の役員等の指示に従ってください。</li> <li>・避難対象地域以外でも、火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。</li> </ul> </div> <div data-bbox="261 821 1383 1350" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ This is an announcement from the Toshima Village Office.</li> <li>・ We will announce a state of volcanic activity.</li> <li>・ Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [ ] to [ ], so Village Office issued “<u>evacuation recommendation/order</u>” to [target area].</li> <li>・ Residents of [target area] should gather at their group of independent anti-disaster organization and evacuate to [evacuation site name] on foot.</li> <li>・ It is prohibited to use automobile for evacuation.</li> <li>・ When evacuating, please follow the instruction of the village, police, firefighters, officials of independent anti-disaster organization etc.</li> <li>・ Those people outside the selected evacuation area, as well, should pay attention to volcanic warning issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.</li> </ul> </div>	<p><b>1 広報文例</b></p> <p><b>(2) 島内避難</b></p> <div data-bbox="1567 226 2689 768" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらは利島村防災行政無線です。</li> <li>・村役場から火山活動に伴う[避難指示]についてお知らせします。</li> <li>・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。</li> <li>・このため、[対象範囲]に[避難指示]を発令しました。</li> <li>・[対象範囲]の住民の皆さんは、自主防災組織の班ごとに集合し、徒歩で[避難場所の名称]に避難してください。</li> <li>・避難にあたっては、原則として自動車の使用を禁止します。</li> <li>・避難に際しては、村、警察、消防、自主防災組織の役員等の指示に従ってください。</li> <li>・避難対象地域以外でも、火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。</li> </ul> </div> <div data-bbox="1567 821 2689 1350" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ This is an announcement from the Toshima Village Office.</li> <li>・ We will announce a state of volcanic activity.</li> <li>・ Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [ ] to [ ], so Village Office issued “<b>evacuation order</b>” to [target area].</li> <li>・ Residents of [target area] should gather at their group of independent anti-disaster organization and evacuate to [evacuation site name] on foot.</li> <li>・ It is prohibited to use automobile for evacuation.</li> <li>・ When evacuating, please follow the instruction of the village, police, firefighters, officials of independent anti-disaster organization etc.</li> <li>・ Those people outside the selected evacuation area, as well, should pay attention to volcanic warning issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.</li> </ul> </div>

修正前（令和2年10月） 附-39	修正後（令和5年9月） 附-39
<p><b>1 広報文例</b></p> <p><b>(3) 島外避難</b></p> <div data-bbox="261 233 1383 690" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらは利島村防災行政無線です。</li> <li>・村役場から火山活動に伴う島外避難についてお知らせします。</li> <li>・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。</li> <li>・このため、全島に島外避難の避難指示（緊急）を発令しました。</li> <li>・住民の皆さんは、自主防災組織の班ごとに集合し、徒歩で[ 避難場所名 ]に避難してください。</li> <li>・徒歩で[ 避難港 ]に避難を行います。</li> <li>・避難にあたっては、原則として自動車の使用を禁止します。</li> <li>・避難に際しては、村、警察、消防、自主防災組織の役員等の指示に従ってください。</li> </ul> </div> <div data-bbox="261 743 1383 1209" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ This is an announcement from the Toshima Village Office.</li> <li>・ We will announce a state of volcanic activity.</li> <li>・ Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [ ] to [ ], so village office issued “evacuation order” for all residents to evacuate outside the island.</li> <li>・ All residents should gather at their group of independent anti-disaster organization and evacuate to [evacuation site] on foot.</li> <li>・ We will evacuate to [evacuation port] on foot.</li> <li>・ In principle, it is prohibited to use automobile for evacuation.</li> <li>・ When evacuating, please follow the instruction of the village, police, firefighters, officials of independent anti-disaster organization etc.</li> </ul> </div>	<p><b>1 広報文例</b></p> <p><b>(3) 島外避難</b></p> <div data-bbox="1567 233 2689 690" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらは利島村防災行政無線です。</li> <li>・村役場から火山活動に伴う島外避難についてお知らせします。</li> <li>・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。</li> <li>・このため、全島に島外避難の避難指示を発令しました。</li> <li>・住民の皆さんは、自主防災組織の班ごとに集合し、徒歩で[ 避難場所名 ]に避難してください。</li> <li>・徒歩で[ 避難港 ]に避難を行います。</li> <li>・避難にあたっては、原則として自動車の使用を禁止します。</li> <li>・避難に際しては、村、警察、消防、自主防災組織の役員等の指示に従ってください。</li> </ul> </div> <div data-bbox="1567 743 2689 1209" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ This is an announcement from the Toshima Village Office.</li> <li>・ We will announce a state of volcanic activity.</li> <li>・ Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [ ] to [ ], so village office issued “evacuation order” for all residents to evacuate outside the island.</li> <li>・ All residents should gather at their group of independent anti-disaster organization and evacuate to [evacuation site] on foot.</li> <li>・ We will evacuate to [evacuation port] on foot.</li> <li>・ In principle, it is prohibited to use automobile for evacuation.</li> <li>・ When evacuating, please follow the instruction of the village, police, firefighters, officials of independent anti-disaster organization etc.</li> </ul> </div>

資料第7 火山防災に関する情報

1 気象庁が発表する情報

(1) 噴火警報・予報

噴火警報・予報は、噴火災害軽減のため、全国の活火山を対象として、観測・監視・評価の結果に基づき発表されている。

噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流など、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表される。「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」（又は「火口周辺警報」）、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」（又は「噴火警報」）として発表され、海底火山については「噴火警報（周辺海域）」として発表される。

これらの噴火警報は、報道機関、都道府県などの関係機関に通知されるとともに直ちに住民等に周知される。噴火警報を解除する場合等には、「噴火予報」が発表される。なお、「噴火警報（居住地域）」は、特別警報に位置付けられている。

(2) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を、「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードを付して5段階に区分した指標である。火山防災協議会での共同検討の結果、火山活動の状況に応じた避難開始時期・避難対象地域が設定され、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」が市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用が開始（導入）される。

噴火警戒レベルが運用されている火山では、火山防災協議会で合意された避難計画等に基づき、気象庁は、「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表し、市町村等の防災機関は、入山規制や避難勧告等の防災対応をとる。

種別	名称	対象範囲	レベルとキーワード			説明			
			火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応	火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応	
特別警報	噴火警報（居住地域） 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生。あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難が必要（状況に応じて対象地域や方法を判断）。	登山者・入山者への対応	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生。あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難が必要（状況に応じて対象地域や方法を判断）。	登山者・入山者への対応
			レベル4 避難準備	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要（状況に応じて対象地域を判断）。				
警報	噴火警報（火口周辺） 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで  火口周辺	レベル3 入山規制	居住地域の近くまで重大な被害を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生。あるいは発生すると予想される。	通常の生活（今後の火山活動の推移に注意。入山規制）。状況に応じて要配慮者の避難準備等。	登山禁止・入山規制等。危険な地域への立入規制等（状況に応じて規制範囲を判断）。	居住地域の近くまで重大な被害を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生。あるいは発生すると予想される。	通常の生活（今後の火山活動の推移に注意。入山規制）。状況に応じて要配慮者の避難準備等。	登山禁止・入山規制等。危険な地域への立入規制等（状況に応じて規制範囲を判断）。
			レベル2 火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生。あるいは発生すると予想される。	通常の生活。	火口周辺への立入規制等（状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断）。			
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 活火山であることに留意	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	通常の生活。	特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）。	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	通常の生活。（状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手段の確認、防災訓練への参加等）。	特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）。

(出典：気象庁ホームページ)

資料第7 火山防災に関する情報

1 気象庁が発表する情報

(1) 噴火警報・予報

噴火警報・予報は、噴火災害軽減のため、全国の活火山を対象として、観測・監視・評価の結果に基づき発表されている。

噴火警報は、**噴火に伴って**、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流など、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその**危険が及ぶ範囲の拡大**が予想される場合に「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表される。「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」（又は「火口周辺警報」）、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」（又は「噴火警報」）として発表され、海底火山については「噴火警報（周辺海域）」として発表される。

これらの噴火警報は、報道機関、都道府県などの関係機関に通知されるとともに直ちに住民等に周知される。**火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合には**「噴火予報」が発表される。なお、「噴火警報（居住地域）」は、特別警報に位置付けられている。

(2) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を、「避難」「**高齢者等避難**」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードを付して5段階に区分した指標である。火山防災協議会での共同検討の結果、火山活動の状況に応じた避難開始時期・避難対象地域が設定され、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」が市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用が開始（導入）される。

噴火警戒レベルが運用されている火山では、火山防災協議会で合意された**避難開始時期・避難対象地域の設定**に基づき、気象庁は、「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表し、市町村等の防災機関は、入山規制や**避難指示**等の防災対応をとる。

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベルとキーワード			説明			
			火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応	火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応	
特別警報	噴火警報（居住地域） 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生。あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難が必要（状況に応じて対象地域や方法を判断）。	登山者・入山者への対応	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生。あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難が必要（状況に応じて対象地域や方法を判断）。	登山者・入山者への対応
			レベル4 高齢者等避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難。住民の避難の準備等が必要（状況に応じて対象地域を判断）。				
警報	噴火警報（火口周辺） 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで  火口周辺	レベル3 入山規制	居住地域の近くまで重大な被害を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生。あるいは発生すると予想される。	通常の生活（今後の火山活動の推移に注意。入山規制）。状況に応じて要配慮者の避難準備等。	登山禁止・入山規制等。危険な地域への立入規制等（状況に応じて規制範囲を判断）。	居住地域の近くまで重大な被害を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生。あるいは発生すると予想される。	通常の生活（今後の火山活動の推移に注意。入山規制）。状況に応じて要配慮者の避難準備等。	登山禁止・入山規制等。危険な地域への立入規制等（状況に応じて規制範囲を判断）。
			レベル2 火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生。あるいは発生すると予想される。	通常の生活。	火口周辺への立入規制等（状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断）。			
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 活火山であることに留意	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	通常の生活。	特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）。	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	通常の生活。（状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手段の確認、防災訓練への参加等）。	特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）。

(出典：気象庁ホームページ)

修正前（令和2年10月） 附-44	修正後（令和5年9月） 附-44
<p><b>（3）噴火速報</b>                      噴火速報は、登山者や周辺住民に噴火の発生をいち早く知らせ、直ちに身を守る行動をとることを促すための情報。以下の場合に発表する。</p> <p>① 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合                      ② 噴火警報が発表されている常時観測火山（※1）において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※2）                      ③ このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合</p> <p>※ 1 気象庁が火山活動を24時間体制で常時観測・監視している火山であり、伊豆諸島の火山では、伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島、青ヶ島が該当する。                      ※ 2 噴火の規模が確認できない場合は発表する。</p> <p>噴火の発生の確認にあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。</p> <p>また、噴火速報の発表の有無に関わらず、噴火が発生した場合は、その状況を「火山の状況に関する解説情報」で速やかにお知らせする。なお、普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合は、同情報によりその状況を定期的にお知らせする。</p> <p>なお、噴火速報は、気象庁ホームページのほか、テレビやラジオ、携帯端末で知ることが出来る。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>&lt;噴火速報の情報の例&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>火山名 ○○山 噴火速報                              令和△△年△△月△△日△△時△△分 気象庁地震火山部発表                              **（見出し）**                              &lt;○○山で噴火が発生&gt;</p> <p style="text-align: center;">**（本文）**</p> <p style="text-align: center;">○○山で、令和△△年△△月△△日△△時△△分頃、噴火が発生しました。</p> </div> </div> <p><b>（4）降灰予報</b>                      降灰予報は、噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて、火山活動が活発化した場合に定期的に発表される「降灰予報（定時）」、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表される「降灰予報（速報）」、火山から離れた地域も含め降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表される「降灰予報（詳細）」の3種類が発表される。</p> <p>《情報発表の流れ》</p> <p>① 降灰予報（定時）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間毎）に発表される。</li> <li>18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲が提供される。</li> </ul> <p>② 降灰予報（速報）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表される。</li> <li>降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表される。</li> <li>降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表される。</li> <li>事前計算された降灰予報結果*から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で）発表される。</li> <li>噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲が提供される。</li> </ul> <p>※降灰予測計算には時間がかかるため、噴火発生後に計算を開始したのでは、噴火後すぐに降り始める火山灰や小さな噴石への対応に間に合わない。そこであらかじめ、噴火時刻や噴火規模（噴煙高）について複数のパターンで降灰予測計算を行い、計算結果を蓄積しておく。</p>	<p><b>（3）噴火速報</b>                      噴火速報は、登山者や周辺住民に噴火の発生をいち早く知らせ、直ちに身を守る行動をとることを促すための情報。以下の場合に発表する。</p> <p>① 噴火警報が発表されていない常時観測火山（※1）において、噴火が発生した場合                      ② 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※2）                      ③ このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合</p> <p>※ 1 気象庁が火山活動を24時間体制で常時観測・監視している火山であり、伊豆諸島の火山では、伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島、青ヶ島が該当する。                      ※ 2 噴火の規模が確認できない場合は発表する。</p> <p>噴火の発生の確認にあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。</p> <p>また、噴火速報の発表の有無に関わらず、噴火が発生した場合は、その状況を「火山の状況に関する解説情報」で速やかにお知らせする。なお、普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合は、同情報によりその状況を定期的にお知らせする。</p> <p>なお、噴火速報は、気象庁ホームページのほか、テレビやラジオ、携帯端末で知ることが出来る。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>&lt;噴火速報の情報の例&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>火山名 ○○山 噴火速報                              令和△△年△△月△△日△△時△△分 気象庁地震火山部発表                              **（見出し）**                              &lt;○○山で噴火が発生&gt;</p> <p style="text-align: center;">**（本文）**</p> <p style="text-align: center;">○○山で、令和△△年△△月△△日△△時△△分頃、噴火が発生しました。</p> </div> </div> <p><b>（4）降灰予報</b>                      降灰予報は、噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて、火山活動が活発化した場合に定期的に発表される「降灰予報（定時）」、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表される「降灰予報（速報）」、火山から離れた地域も含め降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表される「降灰予報（詳細）」の3種類が発表される。</p> <p>《情報発表の流れ》</p> <p>① 降灰予報（定時）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間毎）に発表される。</li> <li>18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲が提供される。</li> </ul> <p>② 降灰予報（速報）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表される。</li> <li>降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表される。</li> <li>降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表される。</li> <li>事前計算された降灰予報結果*から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で）発表される。</li> <li>噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲が提供される。</li> </ul> <p>※降灰予測計算には時間がかかるため、噴火発生後に計算を開始したのでは、噴火後すぐに降り始める火山灰や小さな噴石への対応に間に合わない。そこであらかじめ、噴火時刻や噴火規模（噴煙高）について複数のパターンで降灰予測計算を行い、計算結果を蓄積しておく。</p>



修正前（令和2年10月） 附-47		修正後（令和5年9月） 附-47	
<b>（6）その他の情報等</b>		<b>（6）その他の情報等</b>	
情報名	概要	情報名	概要
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を <u>発表</u> する。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いと判断した場合、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。	火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が <u>発表される</u> 。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いと判断した場合、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」が適時発表される。
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、定期的又は必要に応じて臨時に解説する資料	火山活動解説資料	写真や図表等を用いて、火山の活動の状況や警戒事項等について解説するため、 <u>随時及び定期的に公表される</u> 資料
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料
地震・火山月報（防災編）	月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料	地震・火山月報（防災編）	月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料
噴火に関する火山観測報	噴火（ごく小規模なものは除く。）が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせる情報。おおむね30分以上、連続的に継続している噴火について、その状態が継続している場合には「連続噴火継続」、停止した場合には「連続噴火停止」と知らせる。	噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報（発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせる情報。
火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶおそれがある場合に発表される。 緯度・経度と範囲を指定し、付近を航行する船舶に対して警戒が呼びかけられる。	火山現象に関する海上警報	噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表される。 緯度・経度と範囲を指定し、付近を航行する船舶に対して警戒が呼びかけられる。
航空路火山灰情報	航空機のための火山灰情報として、航空路火山灰情報が提供されている。 火山灰は、航空機のエンジンに吸い込まれるとエンジンが停止したり、操縦席の風防ガラスに衝突すると擦りガラス状になり視界が利かなくなったり、飛行場に堆積すると離着陸できなくなるなど、火山灰による被害は多岐にわたる。 このような被害を回避するため、火山灰の分布や拡散予測を含む航空路火山灰情報（VAA）の提供を行う航空路火山灰情報センター（VAAC）を世界9か所に設置することになり、日本においては、気象庁が東京VAACとして、民間航空会社、航空関係機関、気象監視局、他のVAACにVAAを提供している。	航空路火山灰情報	噴火による火山灰が航空機の運航に与える影響を回避するために発表する航空路上の火山灰情報（火山灰の分布や拡散予測、VAA）。 予報期間は最大で18時間。気象庁が、東アジアおよび北西太平洋地域を担当する航空路火山灰情報センター（東京VAAC）として、民間航空会社、航空関係機関、気象監視局にVAAを提供している。東京VAACは東アジア・北西太平洋及び北極圏の一部に対する監視と情報提供を担当している。

修正前（令和2年10月） 附-48	修正後（令和5年9月） 附-48
<p><b>2 国土交通省が発表する情報</b></p> <p>(1) 土砂災害緊急情報</p> <p>噴火によって山腹斜面に火山灰や火砕流堆積物が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。</p> <p>土砂災害緊急情報は、こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急的な調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報である。</p> <p>市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、<u>避難勧告等の防災情報を発表する</u>。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>	<p><b>2 国土交通省が発表する情報</b></p> <p>(1) 土砂災害緊急情報</p> <p>噴火によって山腹斜面に火山灰や火砕流堆積物が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。</p> <p>土砂災害緊急情報は、こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急的な調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報である。</p> <p>市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、<b>避難指示等の防災情報を発表する</b>。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>
<p><b>3 市町村等が発表する情報</b></p> <p>(1) <b>避難準備・高齢者等避難開始</b></p> <p><u>避難準備・高齢者等避難開始</u>は、市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを準備してもらうために発表する情報である。<u>居住者等は、非常用持出品などを用意するなど、避難準備を行う。</u></p> <p>要配慮者等、避難に時間を要する人たちは、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>が発令された段階で、避難を始めることになる。</p> <p>(2) <b>避難勧告、避難指示（緊急）</b></p> <p><u>避難勧告及び避難指示（緊急）</u>は、市町村長が、災害対策基本法第60条に基づいて、災害が発生するおそれがある場合等において発令するものである。</p> <p><u>避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを促すものである。避難指示（緊急）は、より危険が切迫している場合、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示するものである。また、避難のための立退きを行うことがかえって危険な場合には、屋内での安全の確保を行うことが指示されることもある。</u></p>	<p><b>3 市町村等が発表する情報</b></p> <p>(1) <b>高齢者等避難</b></p> <p><b>高齢者等避難</b>は、市町村長が、必要と認める地域の<b>必要と認める</b>居住者等に対し、避難のための立退きを準備してもらうために発表する情報である。</p> <p>要配慮者等、避難に時間を要する人たちは、<b>高齢者等避難</b>が発令された段階で、避難を始めることになる。</p> <p><b>また、居住者等は、非常用持出品などを用意するなど、避難準備や、自主的な避難を行う。</b></p> <p>(2) <b>避難指示</b></p> <p><b>避難指示</b>は、市町村長が、災害対策基本法第60条に基づいて、災害が発生するおそれがある場合等において発令するものである。</p> <p><b>避難指示</b>は、避難が必要と認める地域の<b>必要と認める</b>居住者等に対して、避難のための立退きを指示するものである。また、避難のための立退きを行うことがかえって<b>危険であり、かつ、事態に照らし緊急を要する場合には、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避等、緊急に安全を確保することが指示されることもある。</b></p>
修正前（令和2年10月） 附-54	修正後（令和5年9月） 附-54
<p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火山防災マップ作成指針（内閣府等，平成25年3月）</li> <li>火山噴火災害危険区域予測図作成指針（国土庁，平成4年）</li> <li><u>火山活動解説資料（web版）「火山」の用語に関する解説</u>（気象庁）</li> <li>地震及び火山噴火予知のための観測研究計画（文部科学省，平成23年度年次報告）</li> <li>伊豆諸島における火山噴火の特質等に関する調査・研究報告書（東京都防災会議，平成2年5月）</li> <li>東京都地域防災計画，火山編（東京都防災会議，平成30年修正）</li> <li>地学事典，新版（地学団体研究会編，平成8年10月，平凡社）</li> <li>ブリタニカ国際大百科事典，小項目電子辞書版（ブリタニカジャパン株式会社，平成27年）</li> </ul>	<p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火山防災マップ作成指針（内閣府等，平成25年3月）</li> <li>火山噴火災害危険区域予測図作成指針（国土庁，平成4年）</li> <li><b>気象庁が噴火警報等で用いる用語集</b>（気象庁）</li> <li>地震及び火山噴火予知のための観測研究計画（文部科学省，平成23年度年次報告）</li> <li>伊豆諸島における火山噴火の特質等に関する調査・研究報告書（東京都防災会議，平成2年5月）</li> <li>東京都地域防災計画，火山編（東京都防災会議，平成30年修正）</li> <li>地学事典，新版（地学団体研究会編，平成8年10月，平凡社）</li> <li>ブリタニカ国際大百科事典，小項目電子辞書版（ブリタニカジャパン株式会社，平成27年）</li> </ul>
修正前（令和2年10月） 附-52	修正後（令和5年9月） 附-52
<p>資料第9 火山用語</p> <p>【た】 テフラ</p> <p>火山噴火によって大気中に噴出され、地表に堆積した降下火山砕屑物の総称。</p>	<p>資料第9 火山用語</p> <p>【た】 テフラ</p> <p><b>火山噴火によって大気中に噴出された火山砕屑物の総称。</b></p>